

第 7 2 6 号  
平成27年 1 月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

| 条 例                                                                  | 番号  | 頁数 |
|----------------------------------------------------------------------|-----|----|
| ・天理市議会の議決すべき事件に関する条例                                                 | 28  | 2  |
| ・天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                | 29  | 2  |
| ・天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 | 30  | 11 |
| ・天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例                                           | 31  | 18 |
| ・天理市工場等誘致条例の一部を改正する条例                                                | 32  | 19 |
| ・天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例                                          | 33  | 21 |
| 規 則                                                                  | 番号  | 頁数 |
| ・天理市保育の必要性の認定に関する規則                                                  | 25  | 21 |
| ・天理市職員任用規則の一部を改正する規則                                                 | 26  | 22 |
| ・天理市会計規則の一部を改正する規則                                                   | 27  | 22 |
| ・天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則                                              | 28  | 22 |
| ・天理市工場等誘致条例施行規則の一部を改正する規則                                            | 29  | 23 |
| 告 示                                                                  | 番号  | 頁数 |
| ・放置自転車等の保管について                                                       | 390 | 37 |
| ・公示送達について                                                            | 391 | 37 |
| ・公示送達について                                                            | 392 | 38 |
| ・放置自転車等の保管について                                                       | 393 | 38 |
| ・放置自転車等の保管について                                                       | 394 | 38 |
| ・放置自転車等の保管について                                                       | 395 | 39 |
| ・放置自転車等の保管について                                                       | 396 | 39 |
| ・放置自転車等の保管について                                                       | 397 | 39 |
| ・放置自転車等の保管について                                                       | 398 | 40 |

| ・公示送達について                        | 399 | 40 |
|----------------------------------|-----|----|
| ・放置自転車等の保管について                   | 400 | 40 |
| ・放置自転車等の保管について                   | 401 | 41 |
| ・大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧について  | 402 | 41 |
| ・公示送達について                        | 403 | 41 |
| ・放置自転車等の保管について                   | 404 | 42 |
| ・平成26年度天理市一般会計補正予算（第4号）等の要領について  | 405 | 42 |
| ・放置自転車等の保管について                   | 406 | 81 |
| ・放置自転車等の保管について                   | 407 | 81 |
| ・公示送達について                        | 408 | 81 |
| ・放置自転車等の保管について                   | 409 | 82 |
| ・地縁による団体の認可について                  | 410 | 82 |
| ・放置自転車等の保管について                   | 1   | 83 |
| ・放置自転車等の保管について                   | 2   | 83 |
| 公 告                              | 番号  | 頁数 |
| ・天理市火葬場の指定管理者の指定について             | 45  | 83 |
| ・天理駅前広場の指定管理者の指定について             | 46  | 84 |
| ・天理市名阪高架下駐車場の指定管理者の指定について        | 47  | 84 |
| ・天理市自転車等駐車場の指理者の指定について           | 48  | 84 |
| ・天理農業振興地域整備計画の変更に<br>ついて         | 49  | 85 |
| ・天理市立地域活動支援センターの指<br>理者の指定について   | 50  | 85 |
| ・天理市障害者ふれあいセンターの指<br>定管理者の指定について | 51  | 85 |
| ・天理市老人福祉施設の指定管理者の<br>指定について      | 52  | 86 |
| ・天理市多世代交流広場の指定管理者<br>の指定について     | 53  | 86 |
| 教育委員会                            | 番号  | 頁数 |
| ・定例教育委員会の招集について                  | 1   | 86 |
| 農業委員会                            | 番号  | 頁数 |

|                                      |           |           |
|--------------------------------------|-----------|-----------|
| ・農業委員会の招集について                        | 1         | 86        |
| <b>監査委員</b>                          | <b>番号</b> | <b>頁数</b> |
| ・住民監査請求の結果について                       | 4         | 87        |
| <b>公営企業</b>                          | <b>番号</b> | <b>頁数</b> |
| ・平成26年度下水道事業受益者負担金<br>賦課対象区域について【公告】 | 36        | 90        |
| ・平成26年度下水道事業受益者負担金                   | 37        | 90        |

|                                                      |    |    |
|------------------------------------------------------|----|----|
| 賦課対象区域について【公告】                                       |    |    |
| ・天理市指定給水装置工事事業者の指<br>定について【告示】                       | 11 | 90 |
| 賦課対象区域について【公告】                                       |    |    |
| ・天理市上下水道局に勤務する企業職<br>員の給与及び旅費に関する規程の一<br>部改正について【規程】 | 9  | 90 |

## 条 例

(平成26年12月25日揭示済)

天理市議会の議決すべき事件に関する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第28号

天理市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、他の条例に定めるもののほか、本市の議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告に関するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年12月25日揭示済)

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第29号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号）を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号ロ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ハ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号ニ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号ホ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号ヘ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号ト中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号チ中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号リ中「20,900円」を「24,400円」に改め、同号ヌ中「21,800円」を「26,200円」に改め、同号ル中「22,700円」を「28,000円」に改め、同号ヲ中「23,600円」を「29,800円」に改め、同号ワ中「24,500円」を「31,600円」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

附則第12項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第 1 (第 3 条関係)

## 行政職給料表

| 職員の<br>区分 | 職務<br>の級 | 1 級      | 2 級      | 3 級      | 4 級      | 5 級      | 6 級      | 7 級      | 8 級      |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|           | 号給       | 給料月<br>額 | 給料月<br>額 | 給料月<br>額 | 給料月<br>額 | 給料月<br>額 | 給料月<br>額 | 給料月<br>額 | 給料月<br>額 |
|           |          | 円        | 円        | 円        | 円        | 円        | 円        | 円        | 円        |
|           | 1        | 137, 600 | 187, 700 | 224, 600 | 263, 500 | 290, 700 | 322, 100 | 367, 500 | 414, 100 |
|           | 2        | 138, 700 | 189, 500 | 226, 500 | 265, 600 | 293, 000 | 324, 400 | 370, 100 | 416, 600 |
|           | 3        | 139, 900 | 191, 300 | 228, 400 | 267, 600 | 295, 300 | 326, 700 | 372, 700 | 419, 100 |
|           | 4        | 141, 000 | 193, 100 | 230, 200 | 269, 700 | 297, 600 | 329, 000 | 375, 300 | 421, 600 |
|           | 5        | 142, 100 | 194, 700 | 231, 900 | 271, 700 | 299, 700 | 331, 300 | 377, 500 | 423, 500 |
|           | 6        | 143, 200 | 196, 500 | 233, 800 | 273, 800 | 302, 000 | 333, 400 | 380, 000 | 425, 800 |
|           | 7        | 144, 300 | 198, 300 | 235, 700 | 275, 900 | 304, 300 | 335, 600 | 382, 500 | 428, 000 |
|           | 8        | 145, 400 | 200, 100 | 237, 500 | 278, 000 | 306, 600 | 337, 800 | 385, 000 | 430, 200 |
|           | 9        | 146, 500 | 201, 800 | 239, 200 | 280, 100 | 308, 800 | 340, 000 | 387, 600 | 432, 300 |
|           | 10       | 147, 900 | 203, 600 | 241, 100 | 282, 200 | 311, 100 | 342, 200 | 390, 300 | 434, 400 |
|           | 11       | 149, 200 | 205, 400 | 242, 900 | 284, 300 | 313, 400 | 344, 400 | 393, 000 | 436, 500 |
|           | 12       | 150, 500 | 207, 200 | 244, 800 | 286, 400 | 315, 700 | 346, 600 | 395, 700 | 438, 700 |
|           | 13       | 151, 800 | 208, 800 | 246, 500 | 288, 500 | 317, 900 | 348, 600 | 398, 200 | 440, 500 |
|           | 14       | 153, 300 | 210, 700 | 248, 400 | 290, 600 | 320, 100 | 350, 700 | 400, 500 | 442, 400 |
|           | 15       | 154, 800 | 212, 600 | 250, 200 | 292, 700 | 322, 300 | 352, 800 | 402, 800 | 444, 400 |
|           | 16       | 156, 400 | 214, 500 | 252, 000 | 294, 800 | 324, 500 | 354, 900 | 405, 200 | 446, 400 |
|           | 17       | 157, 700 | 216, 300 | 253, 700 | 296, 800 | 326, 600 | 356, 800 | 407, 100 | 448, 300 |
|           | 18       | 159, 200 | 218, 200 | 255, 700 | 298, 900 | 328, 700 | 358, 800 | 409, 100 | 450, 100 |
|           | 19       | 160, 700 | 220, 100 | 257, 700 | 301, 000 | 330, 800 | 360, 800 | 411, 000 | 451, 900 |
|           | 20       | 162, 200 | 222, 000 | 259, 700 | 303, 100 | 332, 800 | 362, 700 | 412, 900 | 453, 700 |
|           | 21       | 163, 600 | 223, 700 | 261, 600 | 305, 200 | 334, 900 | 364, 800 | 414, 800 | 455, 500 |
|           | 22       | 166, 300 | 225, 600 | 263, 500 | 307, 300 | 337, 000 | 366, 700 | 416, 600 | 457, 000 |
|           | 23       | 168, 900 | 227, 500 | 265, 400 | 309, 400 | 339, 100 | 368, 700 | 418, 500 | 458, 500 |
|           | 24       | 171, 500 | 229, 400 | 267, 200 | 311, 500 | 341, 200 | 370, 700 | 420, 500 | 460, 000 |
|           | 25       | 174, 200 | 231, 000 | 269, 200 | 313, 400 | 342, 800 | 372, 700 | 422, 300 | 461, 400 |
|           | 26       | 175, 900 | 232, 800 | 271, 100 | 315, 500 | 344, 800 | 374, 700 | 423, 800 | 462, 700 |
|           | 27       | 177, 600 | 234, 500 | 273, 000 | 317, 600 | 346, 800 | 376, 700 | 425, 400 | 464, 000 |
|           | 28       | 179, 300 | 236, 300 | 274, 900 | 319, 700 | 348, 800 | 378, 700 | 427, 000 | 465, 200 |
|           | 29       | 180, 800 | 237, 700 | 276, 700 | 321, 700 | 350, 600 | 380, 300 | 428, 600 | 466, 200 |
|           | 30       | 182, 600 | 239, 200 | 278, 600 | 323, 800 | 352, 500 | 382, 100 | 429, 900 | 466, 900 |
|           | 31       | 184, 400 | 240, 700 | 280, 500 | 325, 900 | 354, 400 | 383, 900 | 431, 200 | 467, 700 |
|           | 32       | 186, 100 | 242, 200 | 282, 400 | 328, 000 | 356, 300 | 385, 600 | 432, 500 | 468, 400 |
|           | 33       | 187, 700 | 243, 600 | 284, 100 | 329, 600 | 358, 200 | 387, 400 | 433, 700 | 469, 100 |
|           | 34       | 189, 200 | 245, 100 | 286, 000 | 331, 600 | 360, 000 | 388, 800 | 435, 000 | 469, 900 |
|           | 35       | 190, 700 | 246, 600 | 287, 900 | 333, 700 | 361, 800 | 390, 400 | 436, 300 | 470, 600 |
|           | 36       | 192, 200 | 248, 200 | 289, 800 | 335, 800 | 363, 500 | 392, 000 | 437, 500 | 471, 400 |

平成27年 1 月10日 土曜日

## 天理市公報

|                        |    |          |          |          |          |          |          |          |          |
|------------------------|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 再任用<br>職員以<br>外の職<br>員 | 37 | 193, 500 | 249, 500 | 291, 500 | 337, 700 | 365, 000 | 393, 500 | 438, 700 | 472, 200 |
|                        | 38 | 194, 800 | 251, 100 | 293, 300 | 339, 700 | 366, 300 | 394, 700 | 439, 500 | 472, 900 |
|                        | 39 | 196, 100 | 252, 700 | 295, 100 | 341, 700 | 367, 700 | 395, 900 | 440, 300 | 473, 700 |
|                        | 40 | 197, 400 | 254, 300 | 296, 900 | 343, 700 | 369, 100 | 397, 100 | 441, 100 | 474, 500 |
|                        | 41 | 198, 700 | 255, 700 | 298, 700 | 345, 600 | 370, 600 | 398, 200 | 441, 700 | 475, 300 |
|                        | 42 | 200, 000 | 257, 100 | 300, 400 | 347, 500 | 371, 500 | 399, 400 | 442, 400 | 476, 000 |
|                        | 43 | 201, 300 | 258, 500 | 302, 100 | 349, 400 | 372, 600 | 400, 600 | 443, 100 | 476, 800 |
|                        | 44 | 202, 600 | 259, 900 | 303, 800 | 351, 300 | 373, 700 | 401, 800 | 443, 800 | 477, 400 |
|                        | 45 | 203, 800 | 261, 100 | 305, 500 | 352, 800 | 374, 500 | 402, 500 | 444, 600 | 478, 200 |
|                        | 46 | 205, 100 | 262, 500 | 307, 200 | 354, 300 | 375, 400 | 403, 200 | 445, 400 |          |
|                        | 47 | 206, 400 | 263, 900 | 308, 900 | 355, 800 | 376, 300 | 403, 900 | 446, 100 |          |
|                        | 48 | 207, 700 | 265, 300 | 310, 600 | 357, 300 | 377, 200 | 404, 600 | 446, 900 |          |
|                        | 49 | 208, 800 | 266, 600 | 311, 800 | 359, 000 | 378, 200 | 405, 200 | 447, 500 |          |
|                        | 50 | 209, 900 | 267, 800 | 313, 400 | 359, 800 | 379, 000 | 405, 900 | 448, 200 |          |
|                        | 51 | 211, 000 | 269, 100 | 315, 000 | 361, 000 | 379, 800 | 406, 600 | 449, 000 |          |
|                        | 52 | 212, 100 | 270, 400 | 316, 600 | 362, 000 | 380, 600 | 407, 300 | 449, 800 |          |
|                        | 53 | 213, 300 | 271, 500 | 318, 300 | 362, 900 | 381, 300 | 408, 000 | 450, 400 |          |
|                        | 54 | 214, 300 | 272, 700 | 319, 900 | 364, 000 | 382, 000 | 408, 700 | 451, 200 |          |
|                        | 55 | 215, 300 | 274, 000 | 321, 500 | 365, 000 | 382, 700 | 409, 400 | 452, 000 |          |
|                        | 56 | 216, 300 | 275, 300 | 323, 100 | 366, 100 | 383, 400 | 410, 000 | 452, 600 |          |
|                        | 57 | 217, 100 | 276, 400 | 324, 600 | 367, 000 | 383, 900 | 410, 600 | 453, 200 |          |
|                        | 58 | 218, 100 | 277, 500 | 325, 800 | 367, 700 | 384, 500 | 411, 200 | 454, 000 |          |
|                        | 59 | 219, 000 | 278, 600 | 327, 000 | 368, 400 | 385, 200 | 411, 800 | 454, 800 |          |
|                        | 60 | 220, 000 | 279, 700 | 328, 200 | 369, 100 | 385, 900 | 412, 400 | 455, 600 |          |
|                        | 61 | 220, 800 | 280, 900 | 329, 000 | 369, 600 | 386, 300 | 412, 900 | 456, 200 |          |
|                        | 62 | 221, 800 | 281, 900 | 329, 900 | 370, 200 | 387, 000 | 413, 600 |          |          |
|                        | 63 | 222, 800 | 282, 900 | 330, 700 | 370, 900 | 387, 600 | 414, 200 |          |          |
|                        | 64 | 223, 800 | 283, 900 | 331, 500 | 371, 600 | 388, 200 | 414, 800 |          |          |
|                        | 65 | 224, 500 | 284, 700 | 332, 400 | 371, 900 | 388, 700 | 415, 100 |          |          |
|                        | 66 | 225, 500 | 285, 600 | 332, 800 | 372, 600 | 389, 300 | 415, 700 |          |          |
|                        | 67 | 226, 500 | 286, 500 | 333, 600 | 373, 300 | 389, 900 | 416, 400 |          |          |
|                        | 68 | 227, 600 | 287, 400 | 334, 400 | 374, 000 | 390, 500 | 416, 900 |          |          |
|                        | 69 | 228, 400 | 288, 400 | 335, 200 | 374, 400 | 390, 900 | 417, 400 |          |          |
|                        | 70 | 229, 200 | 289, 200 | 335, 900 | 375, 000 | 391, 500 | 418, 100 |          |          |
|                        | 71 | 230, 000 | 290, 000 | 336, 600 | 375, 700 | 392, 200 | 418, 800 |          |          |
|                        | 72 | 230, 800 | 290, 800 | 337, 300 | 376, 300 | 392, 800 | 419, 500 |          |          |
|                        | 73 | 231, 600 | 291, 600 | 337, 800 | 376, 700 | 393, 100 | 420, 000 |          |          |
|                        | 74 | 232, 300 | 292, 100 | 338, 400 | 377, 300 | 393, 800 | 420, 700 |          |          |
|                        | 75 | 233, 000 | 292, 600 | 339, 000 | 378, 000 | 394, 500 | 421, 400 |          |          |
|                        | 76 | 233, 700 | 293, 100 | 339, 600 | 378, 600 | 395, 000 | 422, 100 |          |          |

|  |     |          |          |          |          |          |          |  |  |
|--|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|--|
|  | 77  | 234, 400 | 293, 200 | 339, 900 | 379, 000 | 395, 400 | 422, 600 |  |  |
|  | 78  | 235, 200 | 293, 600 | 340, 400 | 379, 500 | 396, 100 |          |  |  |
|  | 79  | 236, 000 | 293, 800 | 340, 800 | 380, 100 | 396, 800 |          |  |  |
|  | 80  | 236, 800 | 294, 200 | 341, 300 | 380, 600 | 397, 500 |          |  |  |
|  | 81  | 237, 500 | 294, 400 | 341, 700 | 381, 100 | 398, 000 |          |  |  |
|  | 82  | 238, 200 | 294, 600 | 342, 200 | 381, 700 | 398, 700 |          |  |  |
|  | 83  | 238, 900 | 295, 000 | 342, 700 | 382, 300 | 399, 400 |          |  |  |
|  | 84  | 239, 600 | 295, 300 | 343, 200 | 382, 700 | 400, 100 |          |  |  |
|  | 85  | 240, 300 | 295, 600 | 343, 600 | 383, 300 | 400, 600 |          |  |  |
|  | 86  | 241, 000 | 295, 900 | 344, 000 | 383, 900 |          |          |  |  |
|  | 87  | 241, 700 | 296, 200 | 344, 500 | 384, 500 |          |          |  |  |
|  | 88  | 242, 400 | 296, 600 | 344, 900 | 385, 100 |          |          |  |  |
|  | 89  | 243, 100 | 296, 900 | 345, 200 | 385, 800 |          |          |  |  |
|  | 90  | 243, 600 | 297, 300 | 345, 600 | 386, 400 |          |          |  |  |
|  | 91  | 244, 100 | 297, 700 | 346, 100 | 387, 000 |          |          |  |  |
|  | 92  | 244, 600 | 298, 100 | 346, 500 | 387, 600 |          |          |  |  |
|  | 93  | 244, 900 | 298, 200 | 346, 700 | 388, 300 |          |          |  |  |
|  | 94  |          | 298, 500 | 347, 100 |          |          |          |  |  |
|  | 95  |          | 298, 900 | 347, 600 |          |          |          |  |  |
|  | 96  |          | 299, 300 | 348, 000 |          |          |          |  |  |
|  | 97  |          | 299, 500 | 348, 100 |          |          |          |  |  |
|  | 98  |          | 299, 800 | 348, 600 |          |          |          |  |  |
|  | 99  |          | 300, 200 | 349, 100 |          |          |          |  |  |
|  | 100 |          | 300, 600 | 349, 400 |          |          |          |  |  |
|  | 101 |          | 300, 800 | 349, 700 |          |          |          |  |  |
|  | 102 |          | 301, 100 | 350, 100 |          |          |          |  |  |
|  | 103 |          | 301, 500 | 350, 500 |          |          |          |  |  |
|  | 104 |          | 301, 800 | 350, 900 |          |          |          |  |  |
|  | 105 |          | 302, 000 | 351, 400 |          |          |          |  |  |
|  | 106 |          | 302, 300 | 351, 800 |          |          |          |  |  |
|  | 107 |          | 302, 700 | 352, 200 |          |          |          |  |  |
|  | 108 |          | 303, 000 | 352, 600 |          |          |          |  |  |
|  | 109 |          | 303, 200 | 353, 100 |          |          |          |  |  |
|  | 110 |          | 303, 600 | 353, 500 |          |          |          |  |  |
|  | 111 |          | 304, 000 | 353, 900 |          |          |          |  |  |
|  | 112 |          | 304, 300 | 354, 200 |          |          |          |  |  |
|  | 113 |          | 304, 400 | 354, 700 |          |          |          |  |  |
|  | 114 |          | 304, 700 |          |          |          |          |  |  |
|  | 115 |          | 305, 000 |          |          |          |          |  |  |
|  | 116 |          | 305, 400 |          |          |          |          |  |  |

平成27年 1 月10日 土曜日

天理市公報

|           |     |          |          |          |          |          |          |          |          |
|-----------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|           | 117 |          | 305, 600 |          |          |          |          |          |          |
|           | 118 |          | 305, 800 |          |          |          |          |          |          |
|           | 119 |          | 306, 100 |          |          |          |          |          |          |
|           | 120 |          | 306, 400 |          |          |          |          |          |          |
|           | 121 |          | 306, 800 |          |          |          |          |          |          |
|           | 122 |          | 307, 000 |          |          |          |          |          |          |
|           | 123 |          | 307, 300 |          |          |          |          |          |          |
|           | 124 |          | 307, 600 |          |          |          |          |          |          |
|           | 125 |          | 308, 000 |          |          |          |          |          |          |
| 再任用<br>職員 |     | 185, 800 | 213, 400 | 257, 600 | 277, 800 | 293, 200 | 319, 100 | 361, 600 | 395, 400 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

## 別表第 2 (第 3 条関係)

## 教育職給料表

| 職員の<br>区分 | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     |
|-----------|------|---------|---------|---------|
|           | 号給   | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|           |      | 円       | 円       | 円       |
|           | 1    | 150,900 | 166,700 | 287,700 |
|           | 2    | 152,400 | 168,800 | 290,800 |
|           | 3    | 153,900 | 170,900 | 293,900 |
|           | 4    | 155,400 | 173,100 | 297,000 |
|           | 5    | 157,100 | 175,100 | 299,700 |
|           | 6    | 159,000 | 177,300 | 302,600 |
|           | 7    | 160,800 | 179,500 | 305,700 |
|           | 8    | 162,600 | 181,700 | 308,800 |
|           | 9    | 164,400 | 184,000 | 311,800 |
|           | 10   | 166,500 | 186,800 | 314,700 |
|           | 11   | 168,500 | 189,500 | 317,600 |
|           | 12   | 170,500 | 192,200 | 320,500 |
|           | 13   | 172,500 | 195,100 | 323,200 |
|           | 14   | 174,700 | 196,800 | 325,500 |
|           | 15   | 176,900 | 198,400 | 327,700 |
|           | 16   | 179,100 | 200,100 | 330,000 |
|           | 17   | 181,400 | 201,900 | 332,300 |
|           | 18   | 184,000 | 203,600 | 334,600 |
|           | 19   | 186,500 | 205,300 | 336,900 |
|           | 20   | 189,000 | 206,900 | 339,200 |
|           | 21   | 191,500 | 208,700 | 341,500 |
|           | 22   | 193,200 | 210,600 | 343,800 |
|           | 23   | 194,900 | 212,500 | 346,100 |
|           | 24   | 196,600 | 214,400 | 348,400 |
|           | 25   | 198,100 | 216,100 | 350,600 |
|           | 26   | 199,700 | 218,100 | 352,500 |
|           | 27   | 201,300 | 220,100 | 354,400 |
|           | 28   | 202,800 | 222,100 | 356,300 |
|           | 29   | 204,500 | 224,000 | 358,200 |
|           | 30   | 206,200 | 226,700 | 360,100 |
|           | 31   | 207,900 | 229,400 | 361,800 |
|           | 32   | 209,600 | 232,100 | 363,700 |
|           | 33   | 211,100 | 234,900 | 365,500 |
|           | 34   | 212,800 | 237,800 | 367,200 |
|           | 35   | 214,500 | 240,700 | 369,000 |
|           | 36   | 216,200 | 243,500 | 370,800 |

平成27年 1 月10日 土曜日

天理市公報

|     |    |          |          |          |
|-----|----|----------|----------|----------|
|     | 37 | 217, 700 | 246, 200 | 372, 700 |
|     | 38 | 219, 400 | 249, 000 | 374, 300 |
|     | 39 | 221, 100 | 251, 800 | 375, 900 |
|     | 40 | 222, 800 | 254, 600 | 377, 500 |
|     | 41 | 224, 600 | 257, 400 | 378, 800 |
|     | 42 | 226, 400 | 260, 000 | 380, 300 |
|     | 43 | 228, 200 | 262, 600 | 381, 800 |
|     | 44 | 229, 900 | 265, 200 | 383, 300 |
|     | 45 | 231, 800 | 267, 600 | 384, 900 |
|     | 46 | 233, 500 | 270, 200 | 386, 500 |
|     | 47 | 235, 200 | 272, 700 | 388, 100 |
|     | 48 | 236, 900 | 275, 200 | 389, 700 |
|     | 49 | 238, 600 | 277, 700 | 391, 100 |
|     | 50 | 240, 300 | 280, 200 | 392, 600 |
|     | 51 | 242, 000 | 282, 800 | 394, 100 |
|     | 52 | 243, 600 | 285, 400 | 395, 600 |
|     | 53 | 244, 900 | 287, 900 | 396, 800 |
|     | 54 | 246, 600 | 290, 500 | 398, 100 |
|     | 55 | 248, 200 | 293, 000 | 399, 200 |
|     | 56 | 249, 900 | 295, 500 | 400, 400 |
|     | 57 | 251, 300 | 297, 800 | 401, 900 |
|     | 58 | 252, 800 | 300, 400 | 403, 100 |
|     | 59 | 254, 300 | 303, 000 | 404, 400 |
|     | 60 | 255, 800 | 305, 700 | 405, 700 |
|     | 61 | 257, 300 | 308, 200 | 407, 000 |
|     | 62 | 258, 800 | 310, 700 | 408, 000 |
|     | 63 | 260, 300 | 313, 200 | 409, 400 |
|     | 64 | 261, 700 | 315, 700 | 410, 800 |
|     | 65 | 263, 000 | 318, 100 | 412, 000 |
|     | 66 | 264, 600 | 320, 300 | 413, 100 |
|     | 67 | 266, 200 | 322, 500 | 414, 300 |
|     | 68 | 267, 700 | 324, 700 | 415, 500 |
|     | 69 | 269, 400 | 327, 000 | 416, 500 |
|     | 70 | 270, 900 | 329, 200 | 417, 700 |
|     | 71 | 272, 400 | 331, 400 | 418, 900 |
|     | 72 | 273, 900 | 333, 500 | 420, 100 |
|     | 73 | 275, 100 | 335, 700 | 420, 900 |
| 再任用 | 74 | 276, 400 | 337, 900 | 421, 700 |
| 職員以 | 75 | 277, 700 | 340, 100 | 422, 500 |
| 外の職 | 76 | 279, 000 | 342, 300 | 423, 300 |
| 員   |    |          |          |          |



|     |          |          |          |
|-----|----------|----------|----------|
| 77  | 280, 400 | 344, 200 | 423, 900 |
| 78  | 281, 600 | 346, 100 | 424, 700 |
| 79  | 282, 800 | 348, 000 | 425, 400 |
| 80  | 284, 000 | 349, 900 | 426, 100 |
| 81  | 285, 300 | 351, 700 | 426, 900 |
| 82  | 286, 400 | 353, 500 | 427, 500 |
| 83  | 287, 600 | 355, 300 | 428, 000 |
| 84  | 288, 800 | 357, 100 | 428, 700 |
| 85  | 289, 800 | 358, 500 | 429, 400 |
| 86  | 290, 800 | 360, 200 | 429, 900 |
| 87  | 291, 800 | 361, 900 | 430, 500 |
| 88  | 292, 800 | 363, 500 | 431, 200 |
| 89  | 293, 900 | 365, 000 | 431, 900 |
| 90  | 294, 800 | 366, 300 | 432, 500 |
| 91  | 295, 700 | 367, 700 | 433, 200 |
| 92  | 296, 600 | 369, 100 | 433, 700 |
| 93  | 297, 100 | 370, 600 | 434, 200 |
| 94  | 297, 900 | 371, 900 |          |
| 95  | 298, 700 | 373, 200 |          |
| 96  | 299, 500 | 374, 500 |          |
| 97  | 300, 300 | 375, 500 |          |
| 98  | 301, 100 | 376, 500 |          |
| 99  | 301, 900 | 377, 500 |          |
| 100 | 302, 700 | 378, 500 |          |
| 101 | 303, 600 | 379, 600 |          |
| 102 | 304, 100 | 380, 600 |          |
| 103 | 304, 600 | 381, 600 |          |
| 104 | 305, 100 | 382, 600 |          |
| 105 | 305, 300 | 383, 400 |          |
| 106 | 305, 700 | 384, 300 |          |
| 107 | 306, 000 | 385, 200 |          |
| 108 | 306, 300 | 386, 200 |          |
| 109 | 306, 500 | 387, 100 |          |
| 110 | 306, 700 | 388, 100 |          |
| 111 | 307, 000 | 389, 100 |          |
| 112 | 307, 300 | 390, 100 |          |
| 113 | 307, 500 | 390, 700 |          |
| 114 | 307, 700 | 391, 600 |          |
| 115 | 307, 900 | 392, 500 |          |
| 116 | 308, 200 | 393, 400 |          |

|           |     |         |         |         |
|-----------|-----|---------|---------|---------|
|           | 117 | 308,500 | 394,200 |         |
|           | 118 | 308,800 | 395,000 |         |
|           | 119 | 309,100 | 395,800 |         |
|           | 120 | 309,400 | 396,600 |         |
|           | 121 | 309,500 | 397,200 |         |
|           | 122 | 309,700 | 398,000 |         |
|           | 123 | 310,000 | 398,700 |         |
|           | 124 | 310,300 | 399,400 |         |
|           | 125 | 310,500 | 400,100 |         |
|           | 126 |         | 400,800 |         |
|           | 127 |         | 401,300 |         |
|           | 128 |         | 401,900 |         |
|           | 129 |         | 402,600 |         |
|           | 130 |         | 403,200 |         |
|           | 131 |         | 403,900 |         |
|           | 132 |         | 404,500 |         |
|           | 133 |         | 404,800 |         |
|           | 134 |         | 405,400 |         |
|           | 135 |         | 406,000 |         |
|           | 136 |         | 406,400 |         |
|           | 137 |         | 406,800 |         |
|           | 138 |         | 407,400 |         |
|           | 139 |         | 408,000 |         |
|           | 140 |         | 408,600 |         |
|           | 141 |         | 409,000 |         |
|           | 142 |         | 409,600 |         |
|           | 143 |         | 410,200 |         |
|           | 144 |         | 410,800 |         |
|           | 145 |         | 411,200 |         |
|           | 146 |         | 411,800 |         |
|           | 147 |         | 412,400 |         |
|           | 148 |         | 413,000 |         |
|           | 149 |         | 413,400 |         |
| 再任用<br>職員 |     | 209,700 | 258,400 | 319,500 |

## 備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、主任教諭、教諭、養護教諭、助教諭及びこれらに準ずる職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定（天理市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び附則第12項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成26年4月1日から、第1条の規定による改正後の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の給与条例第21条第2項及び附則第12項の規定は同年12月1日から適用する。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成26年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 3 改正後の任期付職員条例又は第2条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第2条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例又は第2条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。  
(その他)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成26年12月25日揭示済)

天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第30号

天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）
- 第3章 運営に関する基準（第6条―第30条）
- 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条―第33条）
- 第5章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）
- 第6章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則  
(趣旨)

- 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）及び基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件）

- 第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人（その役員（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）のうちに天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があるものを除く。）とする。

## 第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

## 第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- （1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- （2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- （1）第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

- （2）ファイルへの記録の方式

- 7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は

電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第10条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービス

に係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第18条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第20条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第24条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第25条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第26条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第27条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第6項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- （1） 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- （2） 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- （3） 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。
- （4） 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- （5） 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- （6） 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握を行うこと。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- （7） 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- （8） 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。
- （9） 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- （10） 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- （11） 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- （12） 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年10月奈良県条例第18号。以下「奈良県指定介護予防サービス等基準条例」という。）第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等奈良県指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画



の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取すること。

- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価すること。
- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（奈良県指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（奈良県指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合
- イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めること。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載すること。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービス

の種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成すること。

- (26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

#### 第5章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準

（準用）

第34条 第2条及び第2章から前章（第27条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

#### 第6章 雑則

（その他）

第35条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第30条（第34条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に提供される指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る記録の保存について適用する。

（天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

- 3 天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月天理市条例第30号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号」に改める。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に改める。

（平成26年12月25日揭示済）

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

## 天理市条例第31号

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

(包括的支援事業の基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、天理市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

3 地域包括支援センターの職員は、天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当しない者とする。

(地域包括支援センターの職員の基準及び員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
  - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
  - (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

| 担当する区域における第1号被保険者の数  | 地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数                                          |
|----------------------|------------------------------------------------------------------|
| おおむね1,000人未満         | 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人                                             |
| おおむね1,000人以上2,000人未満 | 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）                     |
| おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

天理市工場等誘致条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

## 天理市条例第32号

天理市工場等誘致条例の一部を改正する条例

天理市工場等誘致条例（平成7年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市企業立地支援条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、本市における産業の振興を促進するため、市内に事業所を設置する企業に対して奨励措置等を講ずることにより、企業の誘致及び定着並びに本市経済の発展及び雇用機会の拡大を図り、もって活力あるまちづくりを推進し、市民生活の向上に資することを目的とする。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 企業 営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人をいう。

(2) 事業所 事業の用に供するため、直接必要な人的設備、物的設備及び事業の継続性を備えた施設をいう。

第2条第3号中「工場等を有しない者」を「事業所を有しない企業」に、「指定地域に工場等」を「市内に事業所」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 増設 市内に事業所を有する企業が、既存の事業所の規模を拡大することをいう。

第2条第5号中「工場等を有する者」を「事業所を有する企業」に、「当該工場等」を「当該事業所」に、「指定地域に工場等」を「市内に事業所」に改め、同条第6号中「指定地域に工場等」を「市内に事業所」に、「者」を「企業」に改め、同条第7号中「指定地域に工場等」を「市内に事業所」に改め、「土地」の次に「(操業開始前3年以内に取得したものに限る。)」を、「償却資産」の次に「(同法第348条の規定により固定資産税を課することができない固定資産並びに賃貸用に所有する土地及び家屋を除く。)」を加え、同条第8号を次のように改める。

(8) 常時雇用従業員 事業所において雇用期間を定めないで常時雇用する従業員のうち、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者となる者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。)をいう。

第2条に次の1号を加える。

(9) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいう。

第3条中「指定地域における工場等」を「、市内における事業所」に改める。

第4条中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「当該工場等」を「当該事業所」に、「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改める。

第5条の見出しを「(企業立地奨励事業者の指定)」に改め、同条第1項中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に改め、同条第2項中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に改め、第1号を削り、同項第2号中「工場等」を「事業所」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「3億円」を「1億円(中小企業にあっては、1,000万円)」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、増設の場合にあっては、5,000万円(中小企業にあっては、500万円)以上であること。

第5条第2項中第5号を第2号とし、同項に次の3号を加える。

(3) 納期限の到来した市税その他公課を滞納していないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業及びこれに類する営業でないこと。

(5) 天理市暴力団排除条例(平成23年12月天理市条例第22号)第2条第2号及び第3号に該当する者がいないこと。

第6条の見出しを「(事業所設置計画の変更等)」に改め、同条第1項中「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に、「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に改める。

第7条中「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に改める。

第8条の見出しを「(事業所設置奨励金)」に改め、同条第1項中「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改め、同条第2項中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「当該工場等」を「当該事業所」に、「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改め、同条第3項中「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に、「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に、「当該工場等」を「当該事業所」に、「3年間」を「3年間又は5年間」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 事業所設置奨励金の額は、投下固定資産に対して各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、算出した事業所設置奨励金の額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 3年間 各年度の固定資産税の100分の100に相当する額

(2) 5年間 各年度の固定資産税の100分の60に相当する額

第9条第2項中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「当該工場等」を「当該事業所」に改め、同条第3項中「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に、「当該工場等」を「当該事業所」に改め、同条第4項中「従業員」を「常時雇用従業員」に、「指定地域における工場等」を「市内におけ



る事業所」に、「10人」を「5人」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、中小企業にあつては、2人を超える1人につき20万円とする。

第9条に次の1項を加える。

5 雇用促進奨励金は、2,000万円を限度とする。

第10条中「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に、「受けようとする者」を「受けようとする企業」に改める。

第11条第1項第2号中「指定地域における工場等」を「市内における事業所」に改め、同条第2項中「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(税額の更正に伴う事業所設置奨励金の返還等)

第12条 奨励措置に固定資産税の額の更正があつた場合で、事業所設置奨励金の額を更正すべきと認めるときは、市長は、事業所設置奨励金の一部の返還、次の年度の事業所設置奨励金との相殺その他必要な措置を命じ、講ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市企業立地支援条例の規定は、この条例の施行の日以後に企業立地奨励事業者として指定する事業所に対する奨励措置について適用し、同日前に工場等誘致奨励事業者として指定された工場等に対する奨励措置については、なお従前の例による。

(平成26年12月25日揭示済)

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第33号

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天理市消防団員等公務災害補償条例(平成25年3月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

(平成26年11月11日揭示済)

天理市保育の必要性の認定に関する規則をここに公布する。

平成26年11月11日

天理市長 並 河 健

天理市規則第25号

天理市保育の必要性の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、保育給付の支給認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、この規則で定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

(労働時間の下限)

第3条 施行規則第1条第1号の規定により市が定める時間は、64時間とする。

(保育必要量の区分)

第4条 市長は、保育必要量を次に掲げる時間により区分するものとする。

(1) 保育標準時間 保育必要量として1日11時間までの利用に対応するものとして1月当たり平均275時間までとするものをいう。

(2) 保育短時間 保育必要量として1日8時間までの利用に対応するものとして1月当たり平均200

時間までとするものをいう。

(支給認定の有効期間)

第5条 市長は、支給認定に当たっては、施行規則第8条の規定に基づき、当該支給認定の有効期間を設定するものとする。

2 施行規則第8条の規定により市が定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施行規則第8条第4号ロの期間 90日

(2) 施行規則第8条第6号及び第12号の期間 育児休業の期間等当該子ども及び保護者の状況並びに地域における保育利用の公平性を勘案して市長が認める期間。ただし、育児休業の対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する月の末日までを限度とする。

(3) 施行規則第8条第7号及び第13号の期間 保育が必要な事由並びに子ども及び保護者の状況を勘案して市長が認める期間

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に保育を受ける小学校就学前子どもに対する保育給付の支給認定について適用する。

(平成26年12月 1 日揭示済)

天理市職員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月 1 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

天理市職員任用規則の一部を改正する規則

天理市職員任用規則（昭和56年 9 月天理市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「のいずれかによって」を「により」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 口述試験

(3) 必要と認めるものにあつては、実務試験

第4条第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年12月 1 日揭示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月 1 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第27号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年 3 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第26条第6号中「使用料」の次に「手数料」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年12月25日揭示済)

天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第28号

天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市民会館条例施行規則（昭和48年 6 月天理市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「使用しようとする日の1月前までに」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) ホールを使用する場合 会館を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の14日前
  - (2) ホール以外の施設を使用する場合 使用日の前日
- 3 第1項の申請書の受付を開始する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日（その日が休館日の場合は、その翌開館日）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) ホールを使用する場合 使用日の1年前となる日の属する月の初日
  - (2) ホール以外の施設を使用する場合 使用日の3月前となる日の属する月の初日
- 4 前2項の場合において、ホール及びホール以外の施設を同時に使用する場合の申請書の受付は、ホールの受付期間により行うものとする。この場合において、ホール以外の施設の申請は、ホールの申請と同時にを行うものとする。

附 則  
(施行期日)

  - 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)
  - 2 改正後の天理市民会館条例施行規則の規定は、平成27年度以後の施設の使用許可の申請について適用し、平成26年度までの施設の使用許可の申請については、なお従前の例による。

(平成26年12月25日揭示済)

天理市工場等誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

#### 天理市規則第29号

天理市工場等誘致条例施行規則の一部を改正する規則

天理市工場等誘致条例施行規則（平成7年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市企業立地支援条例施行規則

第1条中「天理市工場等誘致条例」を「天理市企業立地支援条例」に改める。

第2条の見出し中「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に改

め、同条第1項中「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に、「当該工場等」を「当該事業所」に、「工場等誘致奨励事業者指定申請書」を「企業立地奨励事業者指定申請書」に、「工場等設置計画書」を「事業所設置計画書」に改め、同条第2項中「工場等設置計画書」を「事業所設置計画書」に改め、同項第2号及び第3号中「工場等」を「事業所」に改め、同項第4号中「工場等」を「事業所」に、「予定従業員」を「予定常時雇用従業員」に改め、同項第5号中「工場等」を「事業所」に改める。

第3条中「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に、「工場等誘致奨励事業者指定通知書」を「企業立地奨励事業者指定通知書」に改める。

第4条第1項中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「工場等設置計画変更届出書」を「事業所設置計画変更届出書」に、同条第2項中「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「工場等設置計画変更承認通知書」を「事業所設置計画変更承認通知書」に改める。

第5条中「当該工場等」を「当該事業所」に改める。

第6条の見出し中「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改め、同条第1項中「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改め、「同条第4項各号に掲げる」を削り、「工場等設置奨励金交付申請書」を「事業所設置奨励金交付申請書」に改める。

第7条第1項中「工場等」を「事業所」に、「当該工場等」を「当該事業所」に改める。

第8条及び第9条中「工場等設置奨励金」を「事業所設置奨励金」に改める。

第10条中「工場等誘致奨励事業者承継申請書」を「企業立地奨励事業者承継申請書」に改める。

第11条中「工場等」を「事業所」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

企業立地奨励事業者指定申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者 印

企業立地奨励事業者の指定を受けたいので、天理市企業立地支援条例第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 事業所設置計画書 (様式第 2 号)
- (2) 法人に関する登記事項証明書 (操業開始前 3 年以内に取得したものに  
限る。)又は住民票抄本
- (3) 法人にあつては定款又は規約
- (4) 土地に関する登記事項証明書及び位置図
- (5) 事業所の概略設計図及び配置図
- (6) 売買契約書、領収書又は見積書の写し等の投下固定資産 (土地、家  
屋又は償却資産) の総額を証する書類
- (7) 財務諸表 (過去 2 年)
- (8) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条第 4 項に規定する確認  
済証の写し (自己所有する家屋に限る。)
- (9) 代表者の印鑑登録証明書



## 様式第2号（第2条関係）

## 事業所設置計画書

## 1 事業の概要

|          |                           |      |       |  |
|----------|---------------------------|------|-------|--|
| 所在地      |                           |      | 電話    |  |
| 名称       |                           |      | 代表者氏名 |  |
| 資本金      | 円                         | 従業員数 | 人     |  |
| 業種及び事業概要 |                           |      |       |  |
|          | ※会社経歴書等の資料があれば別冊として添付のこと。 |      |       |  |
| その他参考事項  |                           |      |       |  |
|          | ※営業報告書等を添付のこと。            |      |       |  |

## 2 事業所の概要

|                  |              |         |                   |   |
|------------------|--------------|---------|-------------------|---|
| 設置の区分            | 新設 ・ 増設 ・ 移設 |         |                   |   |
| 所在地              | 天理市          |         | 電話                |   |
| 規模               | 土地           |         | 家屋 m <sup>2</sup> |   |
| 事業所の設置<br>に要する費用 | 円            | 内訳      | 投下固定資産            | 円 |
|                  |              |         | その他               | 円 |
| 事業所用地の取得年月日      | 年 月 日        |         |                   |   |
| 工事期間             | 着手（予定）年月日    | 年 月     |                   |   |
|                  | 完成（予定）年月日    | 年 月     |                   |   |
| 操業開始日（予定）        | 年 月 日        | 業種      |                   |   |
| 従業員数（予定）         | 人            | うち新規雇用者 | 人（うち市内在住者 人）      |   |

## 3 事業所の設置に要する費用

| 区 分                        |         | 種 別・数 量 等 | 価 額 |
|----------------------------|---------|-----------|-----|
| 投<br>下<br>固<br>定<br>資<br>産 | 土 地     |           | 円   |
|                            | 家 屋     |           |     |
|                            | 構 築 物   |           |     |
|                            | 機 械 装 置 |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            | 小 計     |           |     |
| そ<br>の<br>他                |         |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            | 小 計     |           |     |
| 合 計                        |         |           |     |

添付資料 区分ごとの明細書

※土地については、操業開始前3年以内に取得したものに限り。

## 4 事業所の操業開始の日における予定従業員

| 区 分        | 操業開始に<br>伴う予定<br>従業員数 | 充 足 方 法          |                   |                 |
|------------|-----------------------|------------------|-------------------|-----------------|
|            |                       | 他の事業所か<br>らの転用者数 | 新規採用者数<br>うち市内在住者 | 採用(予定)<br>年 月 日 |
| 管 理<br>部 門 |                       |                  |                   |                 |
| 製 造<br>部 門 |                       |                  |                   |                 |
| そ の 他      |                       |                  |                   |                 |
| 、 計        |                       |                  |                   |                 |

## 5 事業所の操業に係る公害の防止対策

| 区 分                  | 汚染物質及び<br>排 出 量 | 規 制 値<br>(根拠法令等) | 排 出 系 統 | 防 止 計 画 |
|----------------------|-----------------|------------------|---------|---------|
| 大気汚染<br>防止対策         |                 |                  |         |         |
| 水質汚染<br>防止対策         |                 |                  |         |         |
| 騒 音<br>防止対策          |                 |                  |         |         |
| 振 動<br>防止対策          |                 |                  |         |         |
| 悪 臭<br>防止対策          |                 |                  |         |         |
| 産 業<br>廃 棄 物<br>処理対策 |                 |                  |         |         |

様式第 3 号中「工場等誘致奨励事業者指定通知書」を「企業立地奨励事業者指定通知書」に、「工場等誘致奨励事業者指定申請」を「企業立地奨励事業者指定申請」に、「天理市工場等誘致条例」を「天理市企業立地支援条例」に、「工場等」を「事業所」に、「天理市工場等誘致奨励事業者」を「天理市企業立地奨励事業者」に、「天理市工場等誘致条例施行規則」を「天理市企業立地支援条例施行規則」に改める。

様式第 4 号中「工場等設置計画変更届出書」を「事業所設置計画変更届出書」に、「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「天理市工場等誘致条例」を「天理市企業立地支援条例」に、「工場等」を「事業所」に改める。

様式第 5 号中「工場等設置計画変更承認通知書」を「事業所設置計画変更承認通知書」に、「工場等設置計画」を「事業所設置計画」に、「天理市工場等誘致条例施行規則」を「天理市企業立地支援条例施行規則」に改める。

様式第 6 号中「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に、「工場等」を「事業所」に、「天理市工場等誘致条例」を「天理市企業立地支援条例」に改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号を次のように改める。

様式第7号(第6条関係)

## 事業所設置奨励金交付申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者

㊟

下記のとおり事業所設置奨励金の交付を受けたいので、天理市企業立地支援条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 操業開始日 年 月 日
- 3 企業立地奨励事業者の指定を受けた日 年 月 日
- 4 事業所設置の区分 新 設・増 設・移 設
- 5 事業所設置奨励金の区分 3年間・5年間
- 6 交付申請の年度 初年度・2年度・3年度・4年度・5年度
- 7 交付申請額の内訳

| 投下固定資産  | 固定資産税課税標準額 | 固 定 資 産 税 額 |
|---------|------------|-------------|
| 土 地     | 円          | 円           |
| 家 屋     |            |             |
| 償 却 資 産 |            |             |
| 計       |            |             |

- 8 事業所設置状況 別紙事業所設置報告書のとおり

## 添付書類

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 収支決算書
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証の写し  
(自己所有する家屋に限る。)
- (4) 投下固定資産(土地、家屋及び償却資産)の総額を証する書類(売買契約書、領収書の写し等)。ただし、土地については、操業開始前3年以内に取得したものに限り。
- (5) 天理市と締結した公害防止協定書の写し
- (6) その他必要書類

## 別紙

## 事業所設置報告書

## 1 事業の概要

|          |                           |      |       |  |
|----------|---------------------------|------|-------|--|
| 所在地      |                           |      | 電話    |  |
| 名称       |                           |      | 代表者氏名 |  |
| 資本金      | 円                         | 従業員数 | 人     |  |
| 業種及び事業概要 |                           |      |       |  |
|          | ※会社経歴書等の資料があれば別冊として添付のこと。 |      |       |  |
| その他参考事項  |                           |      |       |  |
|          | ※営業報告書等を添付のこと。            |      |       |  |

## 2 事業所の概要

|              |              |                |              |                |
|--------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| 設置の区分        | 新設 ・ 増設 ・ 移設 |                |              |                |
| 所在地          | 天理市          |                | 電話           |                |
| 規模           | 土地           | m <sup>2</sup> | 家屋           | m <sup>2</sup> |
| 事業所の設置に要する費用 | 円            | 内訳             | 投下固定資産       | 円              |
|              |              |                | その他          | 円              |
| 事業所用地の取得年月日  | 年 月 日        |                |              |                |
| 工事期間         | 着手           | 年 月 日          | 年 月 日        |                |
|              | 完成           | 年 月 日          | 年 月 日        |                |
| 操業開始日        | 年 月 日        |                | 業種           |                |
| 従業員数         | 人            | うち新規雇用者        | 人（うち市内在住者 人） |                |

## 3 事業所の設置に要する費用

| 区 分                        |         | 種 別・数 量 等 | 価 額 |
|----------------------------|---------|-----------|-----|
| 投<br>下<br>固<br>定<br>資<br>産 | 土 地     |           | 円   |
|                            | 家 屋     |           |     |
|                            | 構 築 物   |           |     |
|                            | 機 械 装 置 |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            | 小 計     |           |     |
| そ<br>の<br>他                |         |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            | 小 計     |           |     |
| 合 計                        |         |           |     |

添付資料 区分ごとの明細書

※土地については、操業開始前3年以内に取得したものに限る。

## 4 事業所の操業開始の日における従業員

| 区 分     | 操業開始日<br>従 業 員 数 | 充 足 方 法          |                   |              |
|---------|------------------|------------------|-------------------|--------------|
|         |                  | 他の事業所か<br>らの転用者数 | 新規採用者数<br>うち市内在住者 | 採 用 日<br>年 月 |
| 管 理 部 門 |                  |                  |                   |              |
| 製 造 部 門 |                  |                  |                   |              |
| そ の 他   |                  |                  |                   |              |
| 計       |                  |                  |                   |              |

## 5 事業所の操業に係る公害の防止対策

| 区 分                  | 汚染物質及び<br>排 出 量 | 規 制 値<br>(根拠法令等) | 排 出 系 統 | 防 止 措 置 |
|----------------------|-----------------|------------------|---------|---------|
| 大気汚染<br>防止対策         |                 |                  |         |         |
| 水質汚染<br>防止対策         |                 |                  |         |         |
| 騒 音<br>防止対策          |                 |                  |         |         |
| 振 動<br>防止対策          |                 |                  |         |         |
| 悪 臭<br>防止対策          |                 |                  |         |         |
| 産 業<br>廃 棄 物<br>処理対策 |                 |                  |         |         |



## 様式第8号（第7条関係）

## 雇 用 促 進 奨 励 金 交 付 申 請 書

年 月 日

天理市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者

㊞

下記のとおり雇用促進奨励金の交付を受けたいので、天理市企業立地支援条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 操業開始日 年 月 日
- 3 企業立地奨励事業者の指定を受けた日 年 月 日
- 4 事業所設置の区分 新設・増設・移設
- 5 交付申請額の内訳

|                  |   |
|------------------|---|
| 奨励金の交付の対象となる従業員数 | 人 |
| 全従業員数            | 人 |
| うち新規雇用者          | 人 |
| うち市内在住者          | 人 |

## 6 事業所設置状況 別紙事業所設置報告書のとおり

## 添付書類

- (1) 雇用保険資格取得通知書の写し又は雇用保険加入者一覧表等の新規雇用常用従業員を証する書類及びその者の住民票抄本
- (2) 投下固定資産（土地、家屋及び償却資産）の総額を証する書類（売買契約書、領収書の写し等）。ただし、土地については、操業開始前3年以内に取得したものに限る。
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 天理市と締結した公害防止協定書の写し
- (5) その他必要書類

## 別紙

## 事業所設置報告書

## 1 事業の概要

|          |                           |      |       |  |
|----------|---------------------------|------|-------|--|
| 所在地      |                           |      | 電話    |  |
| 名称       |                           |      | 代表者氏名 |  |
| 資本金      | 円                         | 従業員数 | 人     |  |
| 業種及び事業概要 |                           |      |       |  |
|          | ※会社経歴書等の資料があれば別冊として添付のこと。 |      |       |  |
| その他参考事項  |                           |      |       |  |
|          | ※営業報告書等を添付のこと。            |      |       |  |

## 2 事業所の概要

|                  |              |                      |        |   |
|------------------|--------------|----------------------|--------|---|
| 設置の区分            | 新設 ・ 増設 ・ 移設 |                      |        |   |
| 所在地              | 天理市          |                      | 電話     |   |
| 規模               | 土地           | ㎡                    | 家屋     | ㎡ |
| 事業所の設置<br>に要する費用 | 円            | 内<br>訳               | 投下固定資産 | 円 |
|                  |              |                      | その他    | 円 |
| 事業所用地の取得年月日      |              | 年 月 日                |        |   |
| 工事期間             | 着手 年 月 日     |                      | 年 月 日  |   |
|                  | 完成 年 月 日     |                      | 年 月 日  |   |
| 操業開始日            | 年 月 日        |                      | 業種     |   |
| 従業員数             | 人            | うち新規雇用者 人（うち市内在住者 人） |        |   |

## 3 事業所の設置に要する費用

| 区 分                        |         | 種 別・数 量 等 | 価 額 |
|----------------------------|---------|-----------|-----|
| 投<br>下<br>固<br>定<br>資<br>産 | 土 地     |           | 円   |
|                            | 家 屋     |           |     |
|                            | 構 築 物   |           |     |
|                            | 機 械 装 置 |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            | 小 計     |           |     |
| そ<br>の<br>他                |         |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            |         |           |     |
|                            | 小 計     |           |     |
| 合 計                        |         |           |     |

添付資料 区分ごとの明細書

※土地については、操業開始前3年以内に取得したものに限る。

## 4 事業所の操業開始の日における従業員

| 区 分     | 操業開始日<br>従 業 員 数 | 充 足 方 法          |                   |                |
|---------|------------------|------------------|-------------------|----------------|
|         |                  | 他の事業所か<br>らの転用者数 | 新規採用者数<br>うち市内在住者 | 採 用 日<br>年 月 日 |
| 管 理 部 門 |                  |                  |                   |                |
| 製 造 部 門 |                  |                  |                   |                |
| そ の 他   |                  |                  |                   |                |
| 計       |                  |                  |                   |                |

5 事業所の操業に係る公害の防止対策

| 区 分                  | 汚染物質及び<br>排 出 量 | 規 制 値<br>(根拠法令等) | 排 出 系 統 | 防 止 措 置 |
|----------------------|-----------------|------------------|---------|---------|
| 大気汚染<br>防止対策         |                 |                  |         |         |
| 水質汚染<br>防止対策         |                 |                  |         |         |
| 騒 音<br>防止対策          |                 |                  |         |         |
| 振 動<br>防止対策          |                 |                  |         |         |
| 悪 臭<br>防止対策          |                 |                  |         |         |
| 産 業<br>廃 棄 物<br>処理対策 |                 |                  |         |         |

様式第9号及び様式第10号中「天理市工場等誘致条例施行規則」を「天理市企業立地支援条例施行規則」に改める。

様式第11号中「工場等誘致奨励事業者承継申請書」を「企業立地奨励事業者承継申請書」に、「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に、「工場等」を「事業所」に、「天理市工場等誘致条例」を「天理市企業立地支援条例」に、「定款又は規約」を「法人にあっては定款又は規約」に改める。

様式第12号中「工場等誘致奨励事業者」を「企業立地奨励事業者」に、「工場等」を「事業所」に、「天理市工場等誘致条例施行規則」を「天理市企業立地支援条例施行規則」に改める。

様式第13号中「天理市工場等誘致条例」を「天理市企業立地支援条例」に、「天理市工場等誘致条例施行規則」を「天理市企業立地支援条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

## 告 示

(平成26年12月 8 日揭示済)

天理市告示第390号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年12月 8 日
- 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間  
(1) 返還期間  
平成26年12月 8 日から平成27年 2 月 5 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）  
(2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- 6 返還時に必要なもの  
(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）  
(2) 移動・保管費用（1 台につき）  
ア 移動費 2,050 円  
イ 保管費 1,020 円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年12月 9 日揭示済)

天理市告示第391号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年12月 9 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成26年12月 9 日 掲示済)

天理市告示第392号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年12月 9 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年12月 9 日 掲示済)

天理市告示第393号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月 9 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月 9 日から平成27年 2 月 6 日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年12月10日 掲示済)

天理市告示第394号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年12月10日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年12月10日から平成27年 2 月 7 日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法

- 律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成26年12月10日揭示済)

天理市告示第395号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月10日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町671番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月10日から平成27年2月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年12月11日揭示済)

天理市告示第396号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月11日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月11日から平成27年2月8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年12月15日揭示済)

天理市告示第397号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月15日から平成27年 2 月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

---

(平成26年12月16日揭示済)

天理市告示第398号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年12月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月16日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月16日から平成27年 2 月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

---

(平成26年12月17日揭示済)

天理市告示第399号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年12月17日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の 2 の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

---

(平成26年12月17日揭示済)

天理市告示第400号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。



平成26年12月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月17日
  - 3 移動対象区 域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月17日から平成27年 2 月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年12月18日揭示済)

## 天理市告示第401号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月18日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月18日から平成27年 2 月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年12月19日揭示済)

## 天理市告示第402号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する、第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を天理市建設部まちづくり計画課において公衆の縦覧に供します。

平成26年12月19日

天理市長 並 河 健

| 面 積      | 備 考      |
|----------|----------|
| 約65.69ha | 地区数315か所 |

(平成26年12月19日揭示済)

## 天理市告示第403号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年12月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

---

(平成26年12月22日揭示済)

天理市告示第404号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月19日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月22日から平成27年2月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

---

(平成26年12月22日揭示済)

天理市告示第405号

平成26年12月22日付で議決のあった平成26年度天理市一般会計補正予算(第4号)等の要領は次のとおりである。

平成26年12月22日

天理市長 並 河 健

## 平成26年度天理市一般会計補正予算（第4号）

平成26年度天理市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,355,918千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

| 款           | 項       | 補正前の額         | 補正額       | 計             |
|-------------|---------|---------------|-----------|---------------|
| 12 分担金及び負担金 |         | 千円<br>351,392 | 千円<br>315 | 千円<br>351,707 |
|             | 1 分担金   | 4,527         | 315       | 4,842         |
| 14 国庫支出金    |         | 3,507,114     | 72,573    | 3,579,687     |
|             | 1 国庫負担金 | 2,753,972     | 67,473    | 2,821,445     |
|             | 2 国庫補助金 | 733,830       | 5,100     | 738,930       |
| 15 県支出金     |         | 1,527,446     | 62,133    | 1,589,579     |
|             | 1 県負担金  | 1,009,412     | 54,977    | 1,064,389     |
|             | 2 県補助金  | 373,184       | 7,156     | 380,340       |
| 16 財産収入     |         | 99,044        | △3,333    | 95,711        |

| 款      | 項        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|--------|----------|------------|---------|------------|
|        | 1 財産運用収入 | 95,696     | △3,333  | 92,362     |
| 18 繰入金 |          | 648,552    | 5,042   | 653,594    |
|        | 1 基金繰入金  | 639,700    | 5,042   | 644,742    |
| 19 繰越金 |          | 273,529    | 191,492 | 465,021    |
|        | 1 繰越金    | 273,529    | 191,492 | 465,021    |
| 20 諸収入 |          | 347,476    | 1,881   | 349,357    |
|        | 5 雑入     | 173,634    | 1,881   | 175,515    |
| 21 市債  |          | 1,820,700  | 21,900  | 1,842,600  |
|        | 1 市債     | 1,820,700  | 21,900  | 1,842,600  |
| 歳入合計   |          | 24,003,916 | 352,003 | 24,355,918 |

## 2 歳出

| 款     | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費 |             | 296,288   | 2,389   | 298,677   |
|       | 1 議会費       | 296,288   | 2,389   | 298,677   |
| 2 総務費 |             | 2,397,201 | 99,980  | 2,497,181 |
|       | 1 総務管理費     | 1,841,618 | 103,679 | 1,945,297 |
|       | 2 徴税費       | 286,703   | 2,788   | 289,491   |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 149,124   | 1,350   | 150,474   |
|       | 4 選挙費       | 69,369    | △6,228  | 63,141    |
|       | 5 統計調査費     | 17,612    | △1,876  | 15,736    |
|       | 6 監査委員費     | 32,775    | 267     | 33,042    |
| 3 民生費 |             | 9,541,470 | 184,539 | 9,726,009 |

| 款     | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------|---------|-----------|---------|-----------|
|       |         | 千円        | 千円      | 千円        |
|       | 1 社会福祉費 | 4,294,078 | 116,271 | 4,410,349 |
|       | 2 児童福祉費 | 4,069,359 | 67,524  | 4,136,883 |
|       | 3 生活保護費 | 1,177,482 | 744     | 1,178,226 |
| 4 衛生費 |         | 1,590,599 | 2,959   | 1,593,558 |
|       | 1 保健衛生費 | 599,874   | 1,062   | 600,936   |
|       | 2 清掃費   | 990,725   | 1,897   | 992,622   |
| 6 農林費 |         | 262,715   | 594     | 263,309   |
|       | 1 農業費   | 243,252   | 2,154   | 245,406   |
|       | 2 林業費   | 19,463    | △1,560  | 17,903    |
| 7 商工費 |         | 172,768   | 1,864   | 174,632   |
|       | 1 商工費   | 172,768   | 1,864   | 174,632   |

|        |           |           |        |           |
|--------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 8 土木費  |           | 2,939,673 | 4,965  | 2,944,638 |
|        | 1 土木管理費   | 152,264   | △4,527 | 147,737   |
|        | 2 道路橋りょう費 | 261,918   | 3,939  | 265,857   |
|        | 4 都市計画費   | 2,242,455 | 6,478  | 2,248,933 |
|        | 5 住宅費     | 165,564   | △925   | 164,639   |
| 10 教育費 |           | 3,044,057 | 30,698 | 3,074,755 |
|        | 1 教育総務費   | 342,619   | 35,351 | 377,970   |
|        | 2 小学校費    | 1,134,618 | △5,980 | 1,128,638 |
|        | 3 中学校費    | 247,623   | 28     | 247,651   |
|        | 4 幼稚園費    | 569,471   | △8,420 | 561,051   |
|        | 5 社会教育費   | 626,457   | 14,886 | 641,343   |
|        | 6 保健体育費   | 123,269   | △5,167 | 118,102   |

| 款        | 項             | 補 正 前 の 額    | 補 正 額     | 計            |
|----------|---------------|--------------|-----------|--------------|
| 11 災害復旧費 |               | 千円<br>24,937 | 千円<br>894 | 千円<br>25,831 |
|          | 1 公共土木施設災害復旧費 | 11,172       | 603       | 11,775       |
|          | 2 農林業施設災害復旧費  | 13,765       | 291       | 14,056       |
| 12 公債費   |               | 2,739,774    | 23,121    | 2,762,895    |
|          | 1 公債費         | 2,739,774    | 23,121    | 2,762,895    |
| 歳 出 合 計  |               | 24,003,915   | 352,003   | 24,355,918   |

第2表 債務負担行為補正

| 追加                                |  | 期 間              | 限 度 額   |
|-----------------------------------|--|------------------|---------|
| 事 項                               |  |                  | 千円      |
| 天 理 市 立 メ デ ィ カ ル セ ン タ ー 建 設 事 業 |  | 平成26年度から平成27年度まで | 769,425 |
| 天 理 市 学 童 保 育 所 管 理 運 営 事 業       |  | 平成27年度から平成30年度まで | 25,838  |

第3表 地方債補正  
追加

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額  | 起債の方法     | 利 率   | 償 還 の 方 法                                                 |
|-----------|--------|-----------|-------|-----------------------------------------------------------|
|           | 千円     |           |       |                                                           |
| 借 換 債     | 21,900 | 証 書 借 入 れ | 無 利 子 | 債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。 |
| 計         | 21,900 |           |       |                                                           |

平成 2 6 年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 6 年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 9 , 0 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 2 2 6 , 0 9 5 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

| 款       | 項        | 補正前の額         | 補正額           | 計             |
|---------|----------|---------------|---------------|---------------|
| 9 繰入金   |          | 千円<br>432,818 | 千円<br>179,083 | 千円<br>611,901 |
|         | 1 他会計繰入金 | 431,084       | 34,967        | 466,051       |
|         | 2 基金繰入金  | 1,734         | 144,116       | 145,850       |
| 歳 入 合 計 |          | 7,047,012     | 179,083       | 7,226,095     |

## 2 歳 出

| 款       | 項            | 補正前の額         | 補正額         | 計             |
|---------|--------------|---------------|-------------|---------------|
| 1 総務費   |              | 千円<br>178,505 | 千円<br>1,040 | 千円<br>179,545 |
|         | 1 総務管理費      | 132,609       | 1,040       | 133,649       |
| 11 諸支出金 |              | 171,383       | 178,043     | 349,426       |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 171,023       | 178,043     | 349,066       |
| 歳 出 合 計 |              | 7,047,012     | 179,083     | 7,226,095     |



平成 2 6 年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 6 年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0, 1 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7, 6 4 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

| 款       | 項      | 補正前の額       | 補正額      | 計           |
|---------|--------|-------------|----------|-------------|
| 2 繰越金   |        | 千円<br>1,000 | 千円<br>47 | 千円<br>1,047 |
|         | 1 繰越金  | 1,000       | 47       | 1,047       |
| 4 県支出金  |        | 0           | 500      | 500         |
|         | 1 県補助金 | 0           | 500      | 500         |
| 5 市債    |        | 0           | 9,600    | 9,600       |
|         | 1 市債   | 0           | 9,600    | 9,600       |
| 歳 入 合 計 |        | 17,500      | 10,147   | 27,647      |

## 2 歳 出

| 款       | 項     | 補正前の額  | 補正額    | 計      |
|---------|-------|--------|--------|--------|
| 2 公債費   |       | 15,454 | 10,147 | 25,601 |
|         | 1 公債費 | 15,454 | 10,147 | 25,601 |
| 歳 出 合 計 |       | 17,500 | 10,147 | 27,647 |

## 第2表 地方債補正

追加

| 起債の目的 | 限度額   | 起債の方法 | 利 率   | 償 還 の 方 法                                                 |
|-------|-------|-------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 借 換 債 | 9,600 | 証書借入れ | 無 利 子 | 債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。 |
| 計     | 9,600 |       |       |                                                           |

## 平成26年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度天理市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成26年度天理市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

|              | (既決予定量)                 | (補正予定量)               | (計)                     |
|--------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| (2) 年間総有収水量  | 8,427,810m <sup>3</sup> | 307,426m <sup>3</sup> | 8,735,236m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均有収水量 | 23,090m <sup>3</sup>    | 842m <sup>3</sup>     | 23,932m <sup>3</sup>    |

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目)       | (既決予定額)     | (補正予定額)  | (計)         |
|------------|-------------|----------|-------------|
|            | 収           | 入        |             |
| 第1款 水道事業収益 | 2,431,809千円 | 83,700千円 | 2,515,509千円 |
| 第1項 営業収益   | 2,281,743千円 | 83,700千円 | 2,365,443千円 |
|            | 支           | 出        |             |
| 第1款 水道事業費用 | 2,243,857千円 | 24,198千円 | 2,268,055千円 |
| 第1項 営業費用   | 2,075,485千円 | 19,269千円 | 2,094,754千円 |
| 第2項 営業外費用  | 144,364千円   | 4,929千円  | 149,293千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額858,366千円は、過年度分損益勘定留保資金206,293千円、当年度分損益勘定留保資金605,812千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,261千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額858,793千円は、過年度分損益勘定留保資金692,988千円、当年度分損益勘定留保資金119,388千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,417千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目)          | (既決予定額)     | (補正予定額) | (計)         |
|---------------|-------------|---------|-------------|
|               | 支           | 出       |             |
| 第1款 水道事業資本的支出 | 1,228,517千円 | 427千円   | 1,228,944千円 |
| 第1項 建設改良費     | 722,669千円   | 427千円   | 723,096千円   |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

| (科目)      | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 300,055千円 | 2,893千円 | 302,948千円 |

## 平成26年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

## 収益的收入及び支出

| 収 入      |        | 目         | 予定額(千円) | 備 考 (千円)         |
|----------|--------|-----------|---------|------------------|
| 款        | 項      |           |         |                  |
| 1 水道事業収益 |        |           | 83,700  | 既決予定額 2,431,809  |
|          |        |           |         | 計 2,515,509      |
|          | 1 営業収益 |           | 83,700  | 既決予定額 2,281,743  |
|          |        |           |         | 計 2,365,443      |
|          |        | 1 給 水 収 益 | 83,700  | 既決予定額 2,253,370  |
|          |        |           |         | 1 水 道 料 金 83,700 |
|          |        |           |         | 計 2,337,070      |

| 支 出      |           | 目         | 予定額(千円) | 備 考 (千円)        |
|----------|-----------|-----------|---------|-----------------|
| 款        | 項         |           |         |                 |
| 1 水道事業費用 |           |           | 24,198  | 既決予定額 2,243,857 |
|          |           |           |         | 計 2,268,055     |
|          | 1 営業費用    |           | 19,269  | 既決予定額 2,075,485 |
|          |           |           |         | 計 2,094,754     |
|          |           | 1 原水及び浄水費 | 11,791  | 既決予定額 967,732   |
|          |           |           |         | 1 給 料 73        |
|          |           |           |         | 2 手 当 481       |
|          |           |           |         | 5 法定福利費 102     |
|          |           |           |         | 15 修繕費 11,135   |
|          |           |           |         | 計 979,523       |
|          | 2 配水及び給水費 |           | 6,456   | 既決予定額 17,521    |
|          |           |           |         | 1 給 料 59        |
|          |           |           |         | 2 手 当 602       |
|          |           |           |         | 5 法定福利費 127     |
|          | 4 総 係 費   |           | 1,022   | 既決予定額 202,969   |
|          |           |           |         | 1 給 料 106       |
|          |           |           |         | 2 手 当 750       |
|          |           |           |         | 6 法定福利費 166     |

| 款 | 項       | 目                | 予定額(千円) | 備 考 (千円)               |
|---|---------|------------------|---------|------------------------|
|   |         |                  |         | 計 203,991              |
|   | 2 営業外費用 |                  | 4,929   | 既決予定額 144,364          |
|   |         |                  |         | 計 149,293              |
|   |         | 3 消費税及び<br>地方消費税 | 4,929   | 既決予定額 31,332           |
|   |         |                  |         | 1 消費税及び<br>地方消費税 4,929 |
|   |         |                  |         | 計 36,261               |

## 資本の収入及び支出

## 支 出

| 款               | 項       | 目       | 予定額(千円) | 備 考 (千円)        |
|-----------------|---------|---------|---------|-----------------|
| 1 水道事業<br>資本の支出 |         |         | 427     | 既決予定額 1,228,517 |
|                 |         |         |         | 計 1,228,944     |
|                 | 1 建設改良費 |         | 427     | 既決予定額 722,669   |
|                 |         |         |         | 計 723,096       |
|                 |         | 2 職員給与費 | 427     | 既決予定額 36,960    |
|                 |         |         |         | 1 給料 21         |
|                 |         |         |         | 2 手当 339        |
|                 |         |         |         | 3 法定福利費 67      |
|                 |         |         |         | 計 37,387        |

平成26年度 天理市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 1 業務活動によるキャッシュ・フロー          |           |
| 当年度純利益                      | 201,037   |
| 減価償却費                       | 653,966   |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少)            | 19,892    |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少)          | △69,549   |
| 修繕引当金の増減額 (△は減少)            | △70,504   |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少)            | 16,253    |
| 長期前受金戻入額                    | △141,539  |
| 受取利息                        | △2,078    |
| 支払利息                        | 112,772   |
| 固定資産除却損                     | 22,193    |
| 固定資産売却損                     | 100       |
| 未収金の増減額 (△は増加)              | 17,236    |
| 未払金の増減額 (△は減少)              | △42,155   |
| 貯蔵品の増減額 (△は増加)              | 58        |
| 前払費用の増減額 (△は増加)             | 180       |
| 前受金の増減額 (△は減少)              | △300      |
| その他流動資産の増減額 (△は増加)          | 119       |
| 小計                          | 717,681   |
| 利息の受取額                      | 2,078     |
| 利息の支払額                      | △112,772  |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー            | 606,987   |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー          |           |
| 有形固定資産の取得による支出              | △645,146  |
| 有形固定資産の売却による収入              | 10        |
| 有価証券の取得による支出                | △200,000  |
| 有価証券の売却による収入                | 298,467   |
| 補助金、負担金等による収入               | 57,223    |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー            | △489,446  |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー          |           |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 | △305,848  |
| リース債務の返済による支出               | △712      |
| 他会計からの出資による収入               | 11,365    |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー            | △295,195  |
| 資金減少額                       | 177,654   |
| 資金期首残高                      | 2,003,210 |
| 資金期末残高                      | 1,825,556 |

## 給 与 費 明 細 書

## 1 総 括

| 区 分         | 職 員 数      |               | 給 与 費      |            |            |            |           | 法 定<br>福 利 費<br>(千円) | 合 計<br>(千円) |
|-------------|------------|---------------|------------|------------|------------|------------|-----------|----------------------|-------------|
|             | 特別職<br>(人) | 一般職<br>(人)    | 報酬<br>(千円) | 給料<br>(千円) | 賞金<br>(千円) | 手当<br>(千円) | 計<br>(千円) |                      |             |
| 補<br>正<br>後 | 損益勘定支弁職員   | 1 ( 6 )<br>24 | 201        | 117,150    | 5,472      | 89,598     | 212,421   | 50,261               | 262,682     |
|             | 資本勘定支弁職員   | 0 ( 0 )<br>4  | 0          | 18,489     | 0          | 13,961     | 32,450    | 7,816                | 40,266      |
|             | 合 計        | 1 ( 6 )<br>28 | 201        | 135,639    | 5,472      | 103,559    | 244,871   | 58,077               | 302,948     |
| 補<br>正<br>前 | 損益勘定支弁職員   | 1 ( 6 )<br>24 | 201        | 116,912    | 5,472      | 87,765     | 210,350   | 49,866               | 260,216     |
|             | 資本勘定支弁職員   | 0 ( 0 )<br>4  | 0          | 18,468     | 0          | 13,622     | 32,090    | 7,749                | 39,839      |
|             | 合 計        | 1 ( 6 )<br>28 | 201        | 135,380    | 5,472      | 101,387    | 242,440   | 57,615               | 300,055     |
| 比<br>較      | 損益勘定支弁職員   | 0 ( 0 )<br>0  | 0          | 238        | 0          | 1,833      | 2,071     | 395                  | 2,466       |
|             | 資本勘定支弁職員   | 0 ( 0 )<br>0  | 0          | 21         | 0          | 339        | 360       | 67                   | 427         |
|             | 合 計        | 0 ( 0 )<br>0  | 0          | 259        | 0          | 2,172      | 2,431     | 462                  | 2,893       |

| 手当の内訳 | 区 分 | 管 理 職<br>手 当<br>(千円) | 扶養手当<br>(千円)           | 地域手当<br>(千円) | 住居手当<br>(千円) | 通勤手当<br>(千円) | 時 間 外<br>勤務手当<br>(千円) | 期末手当<br>(千円) | 勤勉手当<br>(千円) | 緊急手当<br>(千円) |
|-------|-----|----------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------|--------------|--------------|
|       | 補正後 | 5,832                | 4,662                  | 7,308        | 804          | 3,033        | 14,117                | 43,695       | 23,252       | 180          |
|       | 補正前 | 5,832                | 4,662                  | 7,296        | 804          | 2,742        | 14,073                | 43,631       | 21,491       | 180          |
|       | 比 較 | 0                    | 0                      | 12           | 0            | 291          | 44                    | 64           | 1,761        | 0            |
|       | 区 分 | 児童手当<br>(千円)         | 管理職員特<br>別勤務手当<br>(千円) | 退職手当<br>(千円) |              |              |                       |              |              |              |
|       | 補正後 | 580                  | 96                     | 0            |              |              |                       |              |              |              |
|       | 補正前 | 580                  | 96                     | 0            |              |              |                       |              |              |              |
|       | 比 較 | 0                    | 0                      | 0            |              |              |                       |              |              |              |



## 平成26年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度天理市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成26年度天理市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

|              | (既決予定量)                 | (補正予定量)               | (計)                     |
|--------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| (2) 年間総有収水量  | 8,427,810m <sup>3</sup> | 307,426m <sup>3</sup> | 8,735,236m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均有収水量 | 23,090m <sup>3</sup>    | 842m <sup>3</sup>     | 23,932m <sup>3</sup>    |

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目)       | (既決予定額)     | (補正予定額)  | (計)         |
|------------|-------------|----------|-------------|
| 収 入        |             |          |             |
| 第1款 水道事業収益 | 2,431,809千円 | 83,700千円 | 2,515,509千円 |
| 第1項 営業収益   | 2,281,743千円 | 83,700千円 | 2,365,443千円 |
| 支 出        |             |          |             |
| 第1款 水道事業費用 | 2,243,857千円 | 24,198千円 | 2,268,055千円 |
| 第1項 営業費用   | 2,075,485千円 | 19,269千円 | 2,094,754千円 |
| 第2項 営業外費用  | 144,364千円   | 4,929千円  | 149,293千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額858,366千円は、過年度分損益勘定留保資金206,293千円、当年度分損益勘定留保資金605,812千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,261千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額858,793千円は、過年度分損益勘定留保資金692,988千円、当年度分損益勘定留保資金119,388千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,417千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目)          | (既決予定額)     | (補正予定額) | (計)         |
|---------------|-------------|---------|-------------|
|               | 支           | 出       |             |
| 第1款 水道事業資本的支出 | 1,228,517千円 | 427千円   | 1,228,944千円 |
| 第1項 建設改良費     | 722,669千円   | 427千円   | 723,096千円   |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

| (科目)      | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 300,055千円 | 2,893千円 | 302,948千円 |

## 2 給料及び手当の増減額の明細(一般職)

| 区 分 | 増減額<br>(千円) | 増減事由別内訳(千円) | 説 明   | 備 考                                             |
|-----|-------------|-------------|-------|-------------------------------------------------|
| 給 料 | 259         | 給与改定に伴う増減分  | 259   | 給与改定の状況<br>給料の改定率 0.3%                          |
|     |             | 昇給に伴う増加分    | 0     |                                                 |
|     |             | その他の増減分     | 0     |                                                 |
| 手 当 | 2,159       | 制度改正に伴う増減分  | 2,159 | 地域手当 12、通勤手当 278、時間外手当 44<br>期末手当 64、勤勉手当 1,761 |
|     |             | その他の増減分     | 0     |                                                 |

## 3 給料及び手当の状況

## (1) 職員1人当たり給与

| 区 分          | 企 業 職     |
|--------------|-----------|
| 平成26年12月1日現在 | 平均給料月額(円) |
|              | 平均給与月額(円) |
|              | 平均年齢(歳)   |
| 平成25年12月1日現在 | 平均給料月額(円) |
|              | 平均給与月額(円) |
|              | 平均年齢(歳)   |

## (2) 初任給

| 区 分   | 企 業 職 (円) | 一般会計の制度 行政職(円) |
|-------|-----------|----------------|
| 高 校 卒 | 140,100   | 140,100        |
| 大 学 卒 | 172,200   | 172,200        |

## (3) 級別職員数

| 区 分          | 企 業 職 |             |                    |
|--------------|-------|-------------|--------------------|
|              | 級     | 職 員 数 (人)   | 構 成 比 (%)          |
| 平成26年12月1日現在 | 1 級   | ( 4 )<br>3  | ( 100.0 )<br>10.7  |
|              | 2 級   | ( 0 )<br>3  | ( 0.0 )<br>10.7    |
|              | 3 級   | ( 0 )<br>4  | ( 0.0 )<br>14.3    |
|              | 4 級   | ( 0 )<br>9  | ( 0.0 )<br>32.2    |
|              | 5 級   | ( 0 )<br>3  | ( 0.0 )<br>10.7    |
|              | 6 級   | ( 0 )<br>6  | ( 0.0 )<br>21.4    |
|              | 7 級   | ( 0 )<br>0  | ( 0.0 )<br>0.0     |
|              | 8 級   | ( 0 )<br>0  | ( 0.0 )<br>0.0     |
|              | 計     | ( 4 )<br>28 | ( 100.0 )<br>100.0 |
| 平成25年12月1日現在 | 1 級   | ( 4 )<br>3  | ( 100.0 )<br>10.3  |
|              | 2 級   | ( 0 )<br>3  | ( 0.0 )<br>10.3    |
|              | 3 級   | ( 0 )<br>4  | ( 0.0 )<br>13.9    |
|              | 4 級   | ( 0 )<br>10 | ( 0.0 )<br>34.5    |
|              | 5 級   | ( 0 )<br>3  | ( 0.0 )<br>10.3    |
|              | 6 級   | ( 0 )<br>6  | ( 0.0 )<br>20.7    |
|              | 7 級   | ( 0 )<br>0  | ( 0.0 )<br>0.0     |
|              | 8 級   | ( 0 )<br>0  | ( 0.0 )<br>0.0     |
|              | 計     | ( 4 )<br>29 | ( 100.0 )<br>100.0 |

(級別の標準的な職務内容)

| 区 分   | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級         | 5 級  | 6 級          | 7 級 |
|-------|-----|-----|-----|-------------|------|--------------|-----|
| 企 業 職 | 主 事 | 主 事 | 主 査 | 係 長<br>主任 査 | 課長補佐 | 局次長<br>課 長 幹 | 局 長 |

## (4) 昇給

| 区 分         |                         | 企 業 職   |    |
|-------------|-------------------------|---------|----|
| 補<br>正<br>後 | 職 員 数 (A) (人)           | 28      |    |
|             | 昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人) | 24      |    |
|             | 号 給 数 別 内 訳             | 2号給 (人) |    |
|             |                         | 4号給 (人) | 24 |
|             |                         | 6号給 (人) |    |
|             |                         | 8号給 (人) |    |
|             | 比 率 (B) / (A) (%)       | 86      |    |
| 補<br>正<br>前 | 職 員 数 (A) (人)           | 28      |    |
|             | 昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人) | 24      |    |
|             | 号 給 数 別 内 訳             | 2号給 (人) |    |
|             |                         | 4号給 (人) | 24 |
|             |                         | 6号給 (人) |    |
|             |                         | 8号給 (人) |    |
|             | 比 率 (B) / (A) (%)       | 86      |    |

## (5) 特殊勤務手当

| 区 分                         | 企 業 職   |
|-----------------------------|---------|
| 給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)     | 0.14    |
| 支給対象職員の比率(平成26年12月1日現在) (%) | 27.27   |
| 支給対象職員1人当たり平均支給月額 (円)       | 2,500   |
| 代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称   | 緊 急 手 当 |

## (6) 期末手当・勤勉手当

| 区 分              | 支 給 期 別 支 給 率    |                   | 支給率計<br>(月分)   | 職制上の段階、職務<br>の級等による加算措置 | 備 考 |
|------------------|------------------|-------------------|----------------|-------------------------|-----|
|                  | 6 月 (月分)         | 12 月 (月分)         |                |                         |     |
| 補 正 後            | ( 0.975 )<br>1.9 | ( 1.175 )<br>2.2  | (2.15)<br>4.1  | 有                       |     |
| 補 正 前            | ( 0.975 )<br>1.9 | ( 1.125 )<br>2.05 | (2.10)<br>3.95 | 有                       |     |
| 一 般 会 計<br>の 制 度 | ( 0.975 )<br>1.9 | ( 1.175 )<br>2.2  | (2.15)<br>4.1  | 有                       |     |

## (7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

| 区 分                     | 20年勤続の者<br>(月分) | 25年勤続の者<br>(月分) | 35年勤続の者<br>(月分) | 最高限度<br>(月分) | その他の加算措置等                 | 備 考 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|---------------------------|-----|
| 支給率等                    | 27.025          | 36.57           | 52.44           | 52.44        | 一般会計の制度と同じ                |     |
| 一般会計<br>の 制 度<br>(支給率等) | 27.025          | 36.57           | 52.44           | 52.44        | 定年前早期退職特別措置<br>(2%～45%加算) |     |

## (8) その他の手当

| 区 分     | 一般会計の制度との異同 | 差 異 の 内 容 |
|---------|-------------|-----------|
| 扶 養 手 当 | 同 じ         |           |
| 地 域 手 当 | 同 じ         |           |
| 住 居 手 当 | 同 じ         |           |
| 通 勤 手 当 | 同 じ         |           |

## 平成26年度天理市水道事業予定貸借対照表

(平成27年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

| 資 産 の 部       |                   |                |                          |
|---------------|-------------------|----------------|--------------------------|
| 1 固 定 資 産     |                   |                |                          |
| (1) 有形固定資産    |                   |                |                          |
| イ 土 地         |                   | 521,275        |                          |
| ロ 建 物         | 1,437,456         |                |                          |
| 減価償却累計額       | <u>528,288</u>    | 909,168        |                          |
| ハ 構 築 物       | 21,707,720        |                |                          |
| 減価償却累計額       | <u>10,353,425</u> | 11,354,295     |                          |
| ニ 機 械 及 び 装 置 | 3,949,968         |                |                          |
| 減価償却累計額       | <u>3,222,269</u>  | 727,699        |                          |
| ホ 車両及び運搬具     | 30,465            |                |                          |
| 減価償却累計額       | <u>21,868</u>     | 8,597          |                          |
| ヘ 工具、器具及び備品   | 69,410            |                |                          |
| 減価償却累計額       | <u>54,384</u>     | 15,026         |                          |
| ト 量 水 器       | 79,233            |                |                          |
| 減価償却累計額       | <u>38,429</u>     | 40,804         |                          |
| チ リース資産       | 1,490             |                |                          |
| 減価償却累計額       | <u>647</u>        | 843            |                          |
| リ 建設仮勘定       |                   | <u>2,896</u>   |                          |
| 有形固定資産合計      |                   |                | 13,580,603               |
| (2) 投 資       |                   |                |                          |
| イ 投資有価証券      |                   | 200,000        |                          |
| ロ その他投資       |                   | <u>700,000</u> |                          |
| 投資合計          |                   |                | <u>900,000</u>           |
| 固定資産合計        |                   |                | 14,480,603               |
| 2 流 動 資 産     |                   |                |                          |
| (1) 現 金 預 金   |                   | 1,825,556      |                          |
| (2) 未 収 金     | 251,887           |                |                          |
| 貸倒引当金         | <u>△ 16,253</u>   | 235,634        |                          |
| (3) 貯 蔵 品     |                   | 5,703          |                          |
| (4) 前 払 費 用   |                   | <u>182</u>     |                          |
| 流動資産合計        |                   |                | <u>2,067,075</u>         |
| 資 産 合 計       |                   |                | <u><u>16,547,678</u></u> |

## 負債の部

## 3 固定負債

## (1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債

2,971,933

2,971,933

企業債合計

129

## (2) リース債務

## (3) 引当金

イ 退職給付引当金

437,366

ロ 修繕引当金

351,259

引当金合計

788,625

固定負債合計

3,760,687

## 4 流動負債

## (1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債

293,706

293,706

企業債合計

649

## (2) リース債務

## (3) 未払金

148,297

## (4) 前受金

3

## (5) 引当金

イ 賞与引当金

19,892

引当金合計

19,892

## (6) その他流動負債

イ 預り金

134,968

その他流動負債合計

134,968

流動負債合計

597,515

## 5 繰延収益

## (1) 長期前受金

2,735,358

## (2) 収益化累計額

△ 141,539

繰延収益合計

2,593,819

負債合計

6,952,021

## 資本の部

## 6 資本金

4,725,594

## 7 剰余金

## (1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

5,313

ロ 工事負担金

305,498

ハ 分担金

46,257

ニ 寄附金

487,032

資本剰余金合計

844,100

## (2) 利益剰余金

イ 減債積立金

469,104

ロ 当年度未処分

利益剰余金

3,556,859

利益剰余金合計

4,025,963

剰余金合計

4,870,063

資本合計

9,595,657

負債資本合計

16,547,678

## 平成25年度天理市水道事業損益計算書

(平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：千円)

|                 |                |                  |                       |
|-----------------|----------------|------------------|-----------------------|
| 1 営 業 収 益       |                |                  |                       |
| (1) 給 水 収 益     | 2,203,433      |                  |                       |
| (2) 受 託 工 事 収 益 | 404            |                  |                       |
| (3) その他営業収益     | <u>133,983</u> | 2,337,820        |                       |
| 2 営 業 費 用       |                |                  |                       |
| (1) 原水及び浄水費     | 954,600        |                  |                       |
| (2) 配水及び給水費     | 193,132        |                  |                       |
| (3) 受 託 工 事 費   | 352            |                  |                       |
| (4) 総 係 費       | 169,167        |                  |                       |
| (5) 減 価 償 却 費   | 678,067        |                  |                       |
| (6) 資 産 減 耗 費   | 75,056         |                  |                       |
| (7) その他営業費用     | <u>1</u>       | <u>2,070,375</u> |                       |
| 営 業 利 益         |                |                  | 267,445               |
| 3 営 業 外 収 益     |                |                  |                       |
| (1) 受 取 利 息     | 6,158          |                  |                       |
| (2) 他 会 計 補 助 金 | 5,900          |                  |                       |
| (3) 雑 収 益       | <u>881</u>     | 12,939           |                       |
| 4 営 業 外 費 用     |                |                  |                       |
| (1) 支 払 利 息     | 123,226        |                  |                       |
| (2) 雑 支 出       | <u>6,890</u>   | <u>130,116</u>   | <u>△117,177</u>       |
| 経 常 利 益         |                |                  | 150,268               |
| 5 特 別 利 益       |                |                  |                       |
| (1) 固定資産売却益     | 0              |                  |                       |
| (2) 過年度損益修正益    | <u>1,460</u>   | 1,460            |                       |
| 6 特 別 損 失       |                |                  |                       |
| (1) 固定資産売却損     | 0              |                  |                       |
| (2) 過年度損益修正損    | <u>3,112</u>   | <u>3,112</u>     | <u>△1,652</u>         |
| 当 年 度 純 利 益     |                |                  | 148,616               |
| 前年度繰越利益剰余金      |                |                  | <u>320,488</u>        |
| 当年度末処分利益剰余金     |                |                  | <u><u>469,104</u></u> |



## 平成25年度天理市水道事業貸借対照表

(平成26年 3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：千円)

## 資 産 の 部

## 1 固 定 資 産

## (1) 有形固定資産

|                   |                  |                |                |
|-------------------|------------------|----------------|----------------|
| イ 土 地             |                  | 521,275        |                |
| ロ 建 物             | 1,398,561        |                |                |
| 減価償却累計額           | <u>504,781</u>   | 893,780        |                |
| ハ 構 築 物           | 21,006,736       |                |                |
| 減価償却累計額           | <u>9,887,146</u> | 11,119,590     |                |
| ニ 機 械 及 び 装 置     | 3,913,703        |                |                |
| 減価償却累計額           | <u>3,064,743</u> | 848,960        |                |
| ホ 車 両 及 び 運 搬 具   | 26,078           |                |                |
| 減価償却累計額           | <u>20,725</u>    | 5,353          |                |
| ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品 | 66,177           |                |                |
| 減価償却累計額           | <u>49,952</u>    | 16,225         |                |
| ト 量 水 器           | 77,880           |                |                |
| 減価償却累計額           | <u>37,997</u>    | 39,883         |                |
| チ 建 設 仮 勘 定       |                  | <u>15,157</u>  |                |
| 有形固定資産合計          |                  |                | 13,460,223     |
| (2) 投 資           |                  |                |                |
| イ 投 資 有 価 証 券     |                  | 298,467        |                |
| ロ そ の 他 投 資       |                  | <u>700,000</u> |                |
| 投 資 合 計           |                  |                | <u>998,467</u> |
| 固 定 資 産 合 計       |                  |                | 14,458,690     |

## 2 流 動 資 産

|             |  |                |                          |
|-------------|--|----------------|--------------------------|
| (1) 現 金 預 金 |  | 2,003,210      |                          |
| (2) 未 収 金   |  | 270,604        |                          |
| (3) 貯 蔵 品   |  | 5,761          |                          |
| (4) 前 払 費 用 |  | 362            |                          |
| (5) 前 払 金   |  | <u>120,700</u> |                          |
| 流 動 資 産 合 計 |  |                | <u>2,400,537</u>         |
| 資 産 合 計     |  |                | <u><u>16,859,227</u></u> |

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

## (1) 引 当 金

イ 退職給与引当金

506,915

ロ 修繕引当金

421,763

引当金合計

928,678

固定負債合計

928,678

## 4 流 動 負 債

## (1) 未 払 金

161,020

## (2) 前 受 金

13,779

## (3) その他流動負債

イ 預 り 金

134,968

その他流動負債合計

134,968

流動負債合計

309,767

負債合計

1,238,445

## 資 本 の 部

## 5 資 本 金

## (1) 自 己 資 本 金

4,714,229

## (2) 借 入 資 本 金

イ 企 業 債

3,571,487

借入資本金合計

3,571,487

資本金合計

8,285,716

## 6 剰 余 金

## (1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

49,892

ロ 工 事 負 担 金

2,329,191

ハ 分 担 金

2,044,075

ニ 国 庫 補 助 金

947,404

ホ 寄 附 金

1,495,400

資本剰余金合計

6,865,962

## (2) 利 益 剰 余 金

イ 当 年 度 未 処 分

利 益 剰 余 金

469,104

利益剰余金合計

469,104

剰余金合計

7,335,066

資 本 合 計

15,620,782

負債資本合計

16,859,227

## 平成26年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度天理市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成26年度天理市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

|           | (既決予定量)                 | (補正予定量)              | (計)                     |
|-----------|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| (2)年間総排水量 | 8,223,684m <sup>3</sup> | 59,367m <sup>3</sup> | 8,283,051m <sup>3</sup> |

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目)        | (既決予定額)     | (補正予定額)  | (計)         |
|-------------|-------------|----------|-------------|
|             | 収           | 入        |             |
| 第1款 下水道事業収益 | 3,022,443千円 | 25,568千円 | 3,048,011千円 |
| 第1項 営業収益    | 1,333,398千円 | 25,568千円 | 1,358,966千円 |
|             | 支           | 出        |             |
| 第1款 下水道事業費用 | 2,609,300千円 | 29,554千円 | 2,638,854千円 |
| 第1項 営業費用    | 2,045,473千円 | 29,619千円 | 2,075,092千円 |
| 第2項 営業外費用   | 552,819千円   | △65千円    | 552,754千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,309,752千円は、過年度分損益勘定留保資金762,939千円及び当年度分損益勘定留保資金546,813千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,310,048千円は、過年度分損益勘定留保資金909,756千円、当年度分損益勘定留保資金391,575千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,717千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目)           | (既決予定額)     | (補正予定額) | (計)         |
|----------------|-------------|---------|-------------|
|                | 支           | 出       |             |
| 第1款 下水道事業資本的支出 | 1,761,995千円 | 296千円   | 1,762,291千円 |
| 第1項 建設改良費      | 241,593千円   | 296千円   | 241,889千円   |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

| (科目)      | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 128,325千円 | 1,233千円 | 129,558千円 |

## 平成26年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

## 収益の収入及び支出

## 収 入

| 款              | 項      | 目        | 予定額(千円) | 備 考 (千円)                                              |
|----------------|--------|----------|---------|-------------------------------------------------------|
| 1 下水道事業<br>収 益 |        |          | 25,568  | 既 決 予 定 額 3,022,443<br>計 3,048,011                    |
|                | 1 営業収益 |          | 25,568  | 既 決 予 定 額 1,333,398<br>計 1,358,966                    |
|                |        | 1 下水道使用料 | 25,568  | 既 決 予 定 額 1,297,269<br>1 下水道使用料 25,568<br>計 1,322,837 |
|                |        |          |         |                                                       |

## 支 出

| 款              | 項      | 目                  | 予定額(千円) | 備 考 (千円)                                                                                |
|----------------|--------|--------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 下水道事業<br>費 用 |        |                    | 29,554  | 既 決 予 定 額 2,609,300<br>計 2,638,854                                                      |
|                | 1 営業費用 |                    | 29,619  | 既 決 予 定 額 2,045,473<br>計 2,075,092                                                      |
|                |        | 1 管 渠 費            | 9,406   | 既 決 予 定 額 65,306<br>1 給 料 26<br>2 手 当 128<br>4 法 定 福 利 32<br>13 修 繕 費 9,220<br>計 74,712 |
|                |        | 4 流域下水道<br>維持管理負担金 | 17,188  | 既 決 予 定 額 574,527<br>1 負 担 金 17,188<br>計 591,715                                        |
|                |        | 6 総 係 費            | 751     | 既 決 予 定 額 96,039<br>1 給 料 36<br>2 手 当 584<br>6 法 定 福 利 131<br>計 96,790                  |
|                |        | 8 資 産 減 耗 費        | 2,274   | 既 決 予 定 額 0<br>1 固定資産除却費 2,274<br>計 2,274                                               |
|                |        |                    |         |                                                                                         |
|                |        |                    |         |                                                                                         |
|                |        |                    |         |                                                                                         |
|                |        |                    |         |                                                                                         |

| 款 | 項       | 目                       | 予定額(千円) | 備 考 (千円)                |         |
|---|---------|-------------------------|---------|-------------------------|---------|
|   | 2 営業外費用 |                         | △ 65    | 既 決 予 定 額               | 552,819 |
|   |         |                         |         | 計                       | 552,754 |
|   |         | 2 消費 税 及 び<br>地 方 消 費 税 | △ 65    | 既 決 予 定 額               | 35,067  |
|   |         |                         |         | 1 消費 税 及 び<br>地 方 消 費 税 | △ 65    |
|   |         |                         |         | 計                       | 35,002  |

## 資本の収入及び支出

## 支 出

| 款                | 項       | 目           | 予定額(千円) | 備 考 (千円)  |           |
|------------------|---------|-------------|---------|-----------|-----------|
| 1 下水道事業<br>資本的支出 |         |             | 296     | 既 決 予 定 額 | 1,761,995 |
|                  |         |             |         | 計         | 1,762,291 |
|                  | 1 建設改良費 |             | 296     | 既 決 予 定 額 | 241,593   |
|                  |         |             |         | 計         | 241,889   |
|                  |         | 7 職 員 給 与 費 | 296     | 既 決 予 定 額 | 22,209    |
|                  |         |             |         | 1 給 料     | 35        |
|                  |         |             |         | 2 手 当     | 214       |
|                  |         |             |         | 3 法 定 福 利 | 47        |
|                  |         |             |         | 計         | 22,505    |

平成26年度 天理市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 1 業務活動によるキャッシュ・フロー          |            |
| 当年度純利益                      | 400,440    |
| 減価償却費                       | 1,225,534  |
| 賞与引当金の増減額(△は減少)             | 8,748      |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少)           | △1,198     |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少)             | 6,568      |
| 長期前受金戻入額                    | △404,428   |
| 受取利息                        | △100       |
| 支払利息                        | 517,752    |
| 固定資産除却費                     | 2,274      |
| 未収金の増減額(△は増加)               | 138,530    |
| 未払金の増減額(△は減少)               | △42,657    |
| 前払金の増減額(△は増加)               | 5,200      |
| 前受金の増減額(△は減少)               | △1,300     |
| 預り金の増減額(△は減少)               | 16,530     |
| その他流動資産の増減額(△は増加)           | 57         |
| 小計                          | 1,871,950  |
| 利息の受取額                      | 100        |
| 利息の支払額                      | △517,752   |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー            | 1,354,298  |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー          |            |
| 有形固定資産の取得による支出              | △167,776   |
| 無形固定資産の取得による支出              | △48,777    |
| 長期貸付金による支出                  | △10,000    |
| 基金による支出                     | △4,697     |
| 補助金、負担金等による収入               | 90,414     |
| 長期貸付金の回収による収入               | 4,697      |
| 基金の回収による収入                  | 10,000     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー            | △126,139   |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー          |            |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 | △1,505,684 |
| リース債務の返済による支出               | △366       |
| 他会計からの出資による収入               | 342,097    |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー            | △1,163,953 |
| 資金増加額                       | 64,206     |
| 資金期首残高                      | 760,510    |
| 資金期末残高                      | 824,716    |

## 給 与 費 明 細 書

## 1 総 括

| 区 分         |          | 職 員 数      |             | 給 与 費      |            |            |            |           | 法 定<br>福 利 費<br>(千円) | 合 計<br>(千円) |
|-------------|----------|------------|-------------|------------|------------|------------|------------|-----------|----------------------|-------------|
|             |          | 特別職<br>(人) | 一般職<br>(人)  | 報酬<br>(千円) | 給料<br>(千円) | 賃金<br>(千円) | 手当<br>(千円) | 計<br>(千円) |                      |             |
| 補<br>正<br>後 | 損益勘定支弁職員 | 0          | ( 1 )<br>10 | 201        | 46,463     | 1,368      | 36,888     | 84,920    | 20,495               | 105,415     |
|             | 資本勘定支弁職員 | 0          | ( 0 )<br>3  | 0          | 11,085     | 0          | 8,415      | 19,500    | 4,643                | 24,143      |
|             | 合 計      | 0          | ( 1 )<br>13 | 201        | 57,548     | 1,368      | 45,303     | 104,420   | 25,138               | 129,558     |
| 補<br>正<br>前 | 損益勘定支弁職員 | 0          | ( 1 )<br>10 | 201        | 46,401     | 1,368      | 36,176     | 84,146    | 20,332               | 104,478     |
|             | 資本勘定支弁職員 | 0          | ( 0 )<br>3  | 0          | 11,050     | 0          | 8,201      | 19,251    | 4,596                | 23,847      |
|             | 合 計      | 0          | ( 1 )<br>13 | 201        | 57,451     | 1,368      | 44,377     | 103,397   | 24,928               | 128,325     |
| 比<br>較      | 損益勘定支弁職員 | 0          | ( 0 )<br>0  | 0          | 62         | 0          | 712        | 774       | 163                  | 937         |
|             | 資本勘定支弁職員 | 0          | ( 0 )<br>0  | 0          | 35         | 0          | 214        | 249       | 47                   | 296         |
|             | 合 計      | 0          | ( 0 )<br>0  | 0          | 97         | 0          | 926        | 1,023     | 210                  | 1,233       |

| 手当の内訳 | 区 分 | 管 理 職<br>手 当<br>(千円) | 扶養手当<br>(千円)           | 地域手当<br>(千円) | 住居手当<br>(千円) | 通勤手当<br>(千円) | 時 間 外<br>勤務手当<br>(千円) | 期末手当<br>(千円) | 勤勉手当<br>(千円) | 緊急手当<br>(千円) |
|-------|-----|----------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------|--------------|--------------|
|       | 補正後 | 4,404                | 1,818                  | 3,190        | 594          | 927          | 5,040                 | 18,226       | 10,694       | 60           |
|       | 補正前 | 4,404                | 1,818                  | 3,185        | 594          | 867          | 5,021                 | 18,202       | 9,876        | 60           |
|       | 比 較 | 0                    | 0                      | 5            | 0            | 60           | 19                    | 24           | 818          | 0            |
|       | 区 分 | 児 童 手 当<br>(千円)      | 管理職員特<br>別勤務手当<br>(千円) | 退職手当<br>(千円) |              |              |                       |              |              |              |
|       | 補正後 | 260                  | 90                     | 0            |              |              |                       |              |              |              |
|       | 補正前 | 260                  | 90                     | 0            |              |              |                       |              |              |              |
|       | 比 較 | 0                    | 0                      | 0            |              |              |                       |              |              |              |



## 2 給料及び手当の増減額の明細(一般職)

| 区分  | 増減額<br>(千円) | 増減事由別内訳(千円) | 説 明 | 備 考                                         |
|-----|-------------|-------------|-----|---------------------------------------------|
| 給 料 | 97          | 給与改定に伴う増減分  | 97  | 給与改定の状況<br>給料の改定率 0.3%                      |
|     |             | 昇給に伴う増加分    | 0   |                                             |
|     |             | その他の増減分     | 0   |                                             |
| 手 当 | 926         | 制度改正に伴う増減分  | 926 | 地域手当 5、通勤手当 60、時間外手当 19<br>期末手当 24、勤勉手当 818 |
|     |             | その他の増減分     | 0   |                                             |

## 3 給料及び手当の状況

## (1) 職員1人当たり給与

| 区 分          | 企 業 職     |
|--------------|-----------|
| 平成26年12月1日現在 | 平均給料月額(円) |
|              | 平均給与月額(円) |
|              | 平均年齢(歳)   |
| 平成25年12月1日現在 | 平均給料月額(円) |
|              | 平均給与月額(円) |
|              | 平均年齢(歳)   |

## (2) 初任給

| 区 分   | 企 業 職 (円) | 一般会計の制度 行政職(円) |
|-------|-----------|----------------|
| 高 校 卒 | 140,100   | 140,100        |
| 大 学 卒 | 172,200   | 172,200        |

## (3) 級別職員数

| 区 分          | 企 業 職 |           |           |
|--------------|-------|-----------|-----------|
|              | 級     | 職 員 数 (人) | 構 成 比 (%) |
| 平成26年12月1日現在 | 1 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 1         | 7.7       |
|              | 2 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 2         | 15.4      |
|              | 3 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 1         | 7.7       |
|              | 4 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 2         | 15.4      |
|              | 5 級   | ( 0 )     | ( - )     |
| 平成25年12月1日現在 |       | 4         | 30.7      |
|              | 6 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 2         | 15.4      |
|              | 7 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 1         | 7.7       |
|              | 8 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 0         | 0.0       |
|              | 計     | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 13        | 100.0     |
| 平成25年12月1日現在 | 1 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 1         | 7.7       |
|              | 2 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 2         | 15.4      |
|              | 3 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 1         | 7.7       |
|              | 4 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 2         | 15.4      |
|              | 5 級   | ( 0 )     | ( - )     |
| 平成25年12月1日現在 |       | 4         | 30.7      |
|              | 6 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 2         | 15.4      |
|              | 7 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 1         | 7.7       |
|              | 8 級   | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 0         | 0.0       |
|              | 計     | ( 0 )     | ( - )     |
|              |       | 13        | 100.0     |

## (級別の標準的な職務内容)

| 区 分   | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級        | 5 級     | 6 級            | 7 級 |
|-------|-----|-----|-----|------------|---------|----------------|-----|
| 企 業 職 | 主 事 | 主 事 | 主 査 | 係 長<br>主 査 | 課 長 補 佐 | 局 次 長<br>課 長 幹 | 局 長 |

## (4) 昇給

| 区 分         |                         |         | 企 業 職 |
|-------------|-------------------------|---------|-------|
| 補<br>正<br>後 | 職 員 数 (A) (人)           |         | 13    |
|             | 昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人) |         | 7     |
|             | 号 給 数 別 内 訳             | 2号給 (人) |       |
|             |                         | 4号給 (人) | 7     |
|             |                         | 6号給 (人) |       |
|             |                         | 8号給 (人) |       |
| 補<br>正<br>前 | 比 率 (B) / (A) (%)       |         | 54    |
|             | 職 員 数 (A) (人)           |         | 13    |
|             | 昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人) |         | 7     |
|             | 号 給 数 別 内 訳             | 2号給 (人) |       |
|             |                         | 4号給 (人) | 7     |
|             |                         | 6号給 (人) |       |
|             |                         | 8号給 (人) |       |
| 補<br>正<br>前 | 比 率 (B) / (A) (%)       |         | 54    |

## (5) 特殊勤務手当

| 区 分                                               | 企 業 職   |
|---------------------------------------------------|---------|
| 給 料 総 額 に 対 す る 比 率 ( % )                         | 0.10    |
| 支 給 対 象 職 員 の 比 率 ( 平 成 26 年 12 月 1 日 現 在 ) ( % ) | 35.71   |
| 支 給 対 象 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 月 額 ( 円 )           | 2,500   |
| 代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称                         | 緊 急 手 当 |

## (6) 期末手当・勤勉手当

| 区 分              | 支 給 期 別 支 給 率    |                   | 支 給 率 計<br>(月分) | 職 制 上 の 段 階、職 務<br>の 級 等 に よ る 加 算 措 置 | 備 考 |
|------------------|------------------|-------------------|-----------------|----------------------------------------|-----|
|                  | 6 月 (月分)         | 12 月 (月分)         |                 |                                        |     |
| 補 正 後            | ( 0.975 )<br>1.9 | ( 1.175 )<br>2.2  | (2.15)<br>4.1   | 有                                      |     |
| 補 正 前            | ( 0.975 )<br>1.9 | ( 1.125 )<br>2.05 | (2.10)<br>3.95  | 有                                      |     |
| 一 般 会 計<br>の 制 度 | ( 0.975 )<br>1.9 | ( 1.175 )<br>2.2  | (2.15)<br>4.1   | 有                                      |     |

## (7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

| 区 分                        | 20年勤続の者<br>(月分) | 25年勤続の者<br>(月分) | 35年勤続の者<br>(月分) | 最高限度<br>(月分) | その他の加算措置等                 | 備 考 |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|---------------------------|-----|
| 支 給 率 等                    | 27.025          | 36.57           | 52.44           | 52.44        | 一般会計の制度と同じ                |     |
| 一 般 会 計<br>の 制 度<br>(支給率等) | 27.025          | 36.57           | 52.44           | 52.44        | 定年前早期退職特別措置<br>(2%～45%加算) |     |

## (8) その他の手当

| 区 分     | 一般会計の制度との異同 | 差 異 の 内 容 |
|---------|-------------|-----------|
| 扶 養 手 当 | 同 じ         |           |
| 地 域 手 当 | 同 じ         |           |
| 住 居 手 当 | 同 じ         |           |
| 通 勤 手 当 | 同 じ         |           |

## 平成26年度天理市下水道事業予定貸借対照表

(平成27年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

| 資 産 の 部           |                    |                  |                   |
|-------------------|--------------------|------------------|-------------------|
| 1 固 定 資 産         |                    |                  |                   |
| (1) 有形固定資産        |                    |                  |                   |
| イ 土 地             |                    | 137,329          |                   |
| ロ 建 物             | 190,958            |                  |                   |
| 減価償却累計額           | <u>△ 24,927</u>    | 166,031          |                   |
| ハ 構 築 物           | 42,864,336         |                  |                   |
| 減価償却累計額           | <u>△ 5,278,710</u> | 37,585,626       |                   |
| ニ 機 械 及 び 装 置     | 1,311,601          |                  |                   |
| 減価償却累計額           | <u>△ 340,369</u>   | 971,232          |                   |
| ホ 車 両、運 搬 具       | 2,423              |                  |                   |
| 減価償却累計額           | <u>△ 347</u>       | 2,076            |                   |
| ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品 | 5,840              |                  |                   |
| 減価償却累計額           | <u>△ 1,439</u>     | 4,401            |                   |
| トリ ー ス 資 産        | 712                |                  |                   |
| 減価償却累計額           | <u>△ 471</u>       | 241              |                   |
| チ 建 設 仮 勘 定       |                    | <u>1,665</u>     |                   |
| 有形固定資産合計          |                    |                  | 38,868,601        |
| (2) 無形固定資産        |                    |                  |                   |
| イ 地 上 権           |                    | 176              |                   |
| ロ 電 話 加 入 権       |                    | 260              |                   |
| ハ 施 設 利 用 権       |                    | <u>1,903,607</u> |                   |
| 無形固定資産合計          |                    |                  | 1,904,043         |
| (3) 投 資           |                    |                  |                   |
| イ 長 期 貸 付 金       |                    | 12,616           |                   |
| ロ 基 金             |                    | 37,384           |                   |
| 貸 倒 引 当 金         |                    | <u>0</u>         |                   |
| 投 資 合 計           |                    |                  | <u>50,000</u>     |
| 固 定 資 産 合 計       |                    |                  | 40,822,644        |
| 2 流 動 資 産         |                    |                  |                   |
| (1) 現 金 預 金       |                    |                  |                   |
|                   |                    | 824,716          |                   |
| (2) 未 収 金         |                    |                  |                   |
|                   | 146,102            |                  |                   |
| 貸 倒 引 当 金         | <u>△ 6,568</u>     | 139,534          |                   |
| 流 動 資 産 合 計       |                    |                  | <u>964,250</u>    |
| 資 産 合 計           |                    |                  | <u>41,786,894</u> |

## 負債の部

## 3 固定負債

(1) 企業債  
イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債19,587,700

企業債合計

19,587,700

(2) リース債務

73

(3) 引当金

イ 退職給付引当金

28,801

引当金合計

28,801

固定負債合計

19,616,574

## 4 流動負債

(1) 企業債  
イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債1,532,623

企業債合計

1,532,623

(2) リース債務

273

(3) 未払金

54,097

(4) 引当金

イ 賞与引当金

8,748

引当金合計

8,748

(6) その他流動負債

イ 預り金

45,952

その他流動負債合計

45,952

流動負債合計

1,641,693

## 5 繰延収益

(1) 長期前受金

13,463,018

長期前受金

(2) 収益化累計額

△ 404,428

繰延収益合計

13,058,590

負債合計

34,316,857

## 資本の部

## 6 資本金

3,823,531

## 7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

1,381

ロ 国庫補助金

167,433

ハ 県補助金

18,025

資本剰余金合計

186,839

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分

利益剰余金

3,459,667

利益剰余金合計

3,459,667

剰余金合計

3,646,506

資本合計

7,470,037

負債資本合計

41,786,894

## 平成25年度天理市下水道事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

|                  |              |                  |                |
|------------------|--------------|------------------|----------------|
| 1 営業収益           |              |                  |                |
| (1) 下水道使用料       | 1,228,008    |                  |                |
| (2) 他会計負担金       | 57,750       |                  |                |
| (3) その他営業収益      | <u>194</u>   | 1,285,952        |                |
| 2 営業費用           |              |                  |                |
| (1) 管渠費          | 106,977      |                  |                |
| (2) 農業集落排水施設維持費  | 17,433       |                  |                |
| (3) 雨水ポンプ場費      | 9,018        |                  |                |
| (4) 流域下水道維持管理負担金 | 535,314      |                  |                |
| (5) 業務費          | 34,676       |                  |                |
| (6) 総係費          | 97,590       |                  |                |
| (7) 減価償却費        | 1,215,797    |                  |                |
| (8) 資産減耗費        | <u>4</u>     | <u>2,016,809</u> |                |
| 営業損失             |              |                  | 730,857        |
| 3 営業外収益          |              |                  |                |
| (1) 受取利息         | 1,244        |                  |                |
| (2) 他会計補助金       | 1,321,781    |                  |                |
| (3) 県補助金         | 33,000       |                  |                |
| (4) 雑収益          | <u>284</u>   | 1,356,309        |                |
| 4 営業外費用          |              |                  |                |
| (1) 支払利息         | 554,217      |                  |                |
| (2) 雑支出          | <u>773</u>   | <u>554,990</u>   | <u>801,319</u> |
| 経常利益             |              |                  | 70,462         |
| 5 特別利益           |              |                  |                |
| (1) 過年度損益修正益     | <u>2</u>     | 2                |                |
| 6 特別損失           |              |                  |                |
| (1) 過年度損益修正損     | <u>1,580</u> | <u>1,580</u>     | <u>△1,578</u>  |
| 当年度純利益           |              |                  | 68,884         |
| 前年度繰越欠損金         |              |                  | <u>306,576</u> |
| 当年度未処理欠損金        |              |                  | <u>237,692</u> |

## 平成25年度天理市下水道事業貸借対照表

(平成26年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

## 資 産 の 部

## 固 定 資 産

## (1) 有形固定資産

|                   |                  |               |            |
|-------------------|------------------|---------------|------------|
| イ 土 地             |                  | 137,329       |            |
| ロ 建 物             | 190,958          |               |            |
| 減価償却累計額           | <u>19,389</u>    | 171,569       |            |
| ハ 構 築 物           | 42,684,238       |               |            |
| 減価償却累計額           | <u>4,212,814</u> | 38,471,424    |            |
| ニ 機 械 及 び 装 置     | 1,292,852        |               |            |
| 減価償却累計額           | <u>266,468</u>   | 1,026,384     |            |
| ホ 車 両、運 搬 具       | 1,256            |               |            |
| 減価償却累計額           | <u>124</u>       | 1,132         |            |
| ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品 | 5,206            |               |            |
| 減価償却累計額           | <u>529</u>       | 4,677         |            |
| ト 建 設 仮 勘 定       |                  | <u>20,733</u> |            |
| 有形固定資産合計          |                  |               | 39,833,248 |

## (2) 無形固定資産

|             |  |                  |           |
|-------------|--|------------------|-----------|
| イ 地 上 権     |  | 176              |           |
| ロ 電 話 加 入 権 |  | 260              |           |
| ハ 施 設 利 用 権 |  | <u>1,933,425</u> |           |
| 無形固定資産合計    |  |                  | 1,933,861 |

## (3) 投 資

|             |  |        |               |
|-------------|--|--------|---------------|
| イ 長 期 貸 付 金 |  | 7,313  |               |
| ロ 基 金       |  | 42,687 |               |
| 投 資 合 計     |  |        | <u>50,000</u> |
| 固 定 資 産 合 計 |  |        | 41,817,109    |

## 2 流 動 資 産

|             |  |         |                   |
|-------------|--|---------|-------------------|
| (1) 現 金 預 金 |  | 760,510 |                   |
| (2) 未 収 金   |  | 285,386 |                   |
| (3) 前 払 金   |  | 5,200   |                   |
| 流 動 資 産 合 計 |  |         | <u>1,051,096</u>  |
| 資 産 合 計     |  |         | <u>42,868,205</u> |

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

## (1) 引 当 金

イ 退職給与引当金

29,999

引 当 金 合 計

29,999

固 定 負 債 合 計

29,999

## 4 流 動 負 債

## (1) 未 払 金

80,619

## (2) 前 受 金

1,300

## (3) その他流動負債

イ 預 り 金

29,422

その他流動負債合計

29,422

流 動 負 債 合 計

111,341

負 債 合 計

141,340

## 資 本 の 部

## 5 資 本 金

## (1) 自 己 資 本 金

3,481,434

## (2) 借 入 資 本 金

イ 企 業 債

22,626,007

借入資本金合計

22,626,007

資 本 金 合 計

26,107,441

## 6 剰 余 金

## (1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

2,001,706

ロ 受益者負担金

375,208

ハ 国 庫 補 助 金

11,344,913

ニ 県 補 助 金

1,336,898

ホ 他 会 計 補 助 金

1,672,482

ヘ 他 会 計 負 担 金

94,512

ト 工 事 負 担 金

31,397

資 本 剰 余 金 合 計

16,857,116

## (2) 欠 損 金

イ 当 年 度 未 処 理 金

237,692

欠 損 金 合 計

237,692

剰 余 金 合 計

16,619,424

資 本 合 計

42,726,865

負 債 資 本 合 計

42,868,205



(平成26年12月24日揭示済)

## 天理市告示第406号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月24日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月24日から平成27年 2 月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年12月25日揭示済)

## 天理市告示第407号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月25日から平成27年 2 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年12月25日揭示済)

## 天理市告示第408号

## 公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

## 記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成26年12月26日揭示済)

## 天理市告示第409号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年12月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年12月26日から平成27年2月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年12月26日揭示済)

## 天理市告示第410号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成26年12月26日

天理市長 並 河 健

## 記

| 名 称                                                           | 和自治会                                                                     |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 規約に定める目的                                                      | ・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡<br>・美化・清掃等区域内の環境の整備<br>・市政との協力及び連絡調整<br>・文化・体育・教育の向上 |
| 区 域                                                           | 天理市西井戸堂町417番1～436番9、西井戸堂町459番1～487番6、合場町31番1～34番9、合場町37番1～38番11までの区域とする。 |
| 主たる事務所                                                        | 天理市西井戸堂町472番地1                                                           |
| 代表者の氏名及び住所                                                    | 榎堀 秀樹<br>天理市西井戸堂町472番地1                                                  |
| 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所） | なし                                                                       |
| 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）                                    | なし                                                                       |
| 規約に解散の事由を定めたときは、その事由                                          | ・地方自治法第260条の20の規定により解散する。<br>・総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。 |

認 可 年 月 日

平成26年12月26日

(平成27年 1 月 5 日 掲 示 済)

## 天理市告示第 1 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 1 月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成27年 1 月 5 日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町671番地 1 先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成27年 1 月 5 日から平成27年 3 月 5 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成27年 1 月 5 日 掲 示 済)

## 天理市告示第 2 号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第 1 項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成27年 1 月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成26年12月26日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成27年 1 月 5 日から平成27年 6 月30日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
ミディ総合管理（株） 電話 06－4399－9088  
天理市総務部地域安全課 電話 0743－63－1001

## 公 告

(平成26年12月22日 掲 示 済)

## 天理市公告第45号

天理市火葬場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年 6 月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成26年12月22日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名称 天理市聖苑  
位置 天理市豊田町9 1 8番地 1
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地  
名称 一般財団法人天理市開発公社  
代表者名 理事長 藤 井 純 一  
主たる事務所の所在地 天理市川原城町6 8 0番地
- 3 指定期間  
平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

(平成26年12月22日揭示済)

天理市公告第46号

天理駅前広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2 4 4条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年 6 月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成26年12月22日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名称 天理駅前広場  
位置 天理市川原城町8 0 3番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地  
名称 ミディ総合管理株式会社  
代表者 代表取締役社長 藤木 剛一  
主たる事務所の所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
- 3 指定期間  
平成27年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

(平成26年12月22日揭示済)

天理市公告第47号

天理市名阪高架下駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2 4 4条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成26年12月22日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名称 天理市名阪高架下駐車場  
位置 天理市櫛本町3 6 4番地 3
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地  
名称 名阪高架下管理委員会  
代表者 会長 但馬 努  
主たる事務所の所在地 天理市櫛本町3585番地 1
- 3 指定期間  
平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

(平成26年12月22日揭示済)

天理市公告第48号

天理市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2 4 4条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年 6 月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成26年12月22日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名称 天理駅前北地下自転車等駐車場

天理駅前南地下自転車等駐車場

位置 天理市川原城町803番地

## 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

名称 ミディ総合管理株式会社

代表者 代表取締役社長 藤 木 剛 一

主たる事務所の所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番43号

## 3 指定期間

平成27年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

(平成26年12月25日揭示済)

## 天理市公告第49号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成27年 2 月 8 日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成27年 1 月24日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し立てることができる。

平成26年12月25日

天理市長 並 河 健

## 1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成26年12月25日（公告年月日）

至 平成27年 1 月24日（公告年月日の翌日から起算して30日）

## 2. 農用地利用計画の案の縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町605番地

(平成26年12月26日揭示済)

## 天理市公告第50号

天理市立地域活動支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年 6 月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成26年12月26日

天理市長 並 河 健

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称 天理市立地域活動支援センター

位 置 天理市豊井町87番地

## 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人 天理市社会福祉協議会

代表者 会 長 並 河 健

主たる事務所の所在地 天理市田井庄町723番地

## 3 指定期間

平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日

(平成26年12月26日揭示済)

## 天理市公告第51号

天理市障害者ふれあいセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年 6 月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成26年12月26日

天理市長 並 河 健

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称 天理市障害者ふれあいセンター

位 置 天理市柳本719番地

- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地  
名 称 社会福祉法人 天理市社会福祉協議会  
代表者 会 長 並 河 健  
主たる事務所の所在地 天理市田井庄町7 2 3番地
- 3 指定期間  
平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日

(平成26年12月26日揭示済)

天理市公告第52号

天理市老人福祉施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2 4 4条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年 6 月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成26年12月26日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名 称 天理市立養護老人ホームふるさと園  
天理市立特別養護老人ホームふるさと園  
位 置 天理市遠田町4 7 3番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地  
名 称 社会福祉法人 天理市社会福祉事業団  
代表者 理事長 並河 健  
主たる事務所の所在地 天理市遠田町4 7 3番地
- 3 指定期間  
平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

(平成26年12月26日揭示済)

天理市公告第53号

天理市多世代交流広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2 4 4条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年 6 月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成26年12月26日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名 称 天理市多世代交流広場  
位 置 天理市遠田町4 8 8番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地  
名 称 社会福祉法人天理市社会福祉事業団  
代表者 理事長 並河 健  
主たる事務所の所在地 天理市遠田町4 7 3番地
- 3 指定期間  
平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

## 教育委員会

(平成27年 1 月 5 日揭示済)

天教告示第 1 号

平成27年 1 月13日午後 3 時から 1 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成27年 1 月 5 日

天理市教育委員会  
教育委員長 田中 久善

## 農業委員会

(平成27年 1 月 5 日揭示済)

天農委告示第 1 号

平成27年 1 月 5 日午後 4 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。



平成27年 1 月 5 日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

## 記

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条に関する申請について  
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
議案第 4 号 その他  
① 市街化区域の専決処分について（報告）

## 監査委員

（平成26年12月10日揭示済）

## 天監委告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成26年12月10日

|         |       |
|---------|-------|
| 天理市監査委員 | 梅崎 浩充 |
| 同       | 松井 義憲 |
| 同       | 東田 匡弘 |

## 第 1 監査の請求

- 1 請求人 略
- 2 請求書の提出 平成26年10月15日
- 3 請求の要旨 請求の要旨は原文を記載し、事実証明書の内容は省略した。

## （1）請求の要旨

## ① 不当な公金支出

天理市は、「天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託」の公募型プロポーザルを実施し、委託先に有限会社nendo（佐藤大代表取締役）を選定しました。平成26年 5 月 23 日に委託者並河健天理市長と受託者有限会社nendo佐藤大代表取締役は、委託料19,459,440円で、業務委託契約書を締結しました。

そして、天理市は、業務委託契約書第11条に基づいて18,379,440円を 2 回に分割して部分払いを実施しました。

支出負担行為伺書（決定）では、委託金額19,459,440円の内18,379,440円は基本計画・デザイン関連及び市民フォーラム開催支援業務関連費として支払われるものです。

しかし、天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書の基本計画策定業務の内①②及び④⑤⑥⑦⑧は未提出です。

したがって、天理市は未完成の出来形部分に対する支払いを行い不当な公金支出である。

## ② 理由

1. 天理市は、業務委託契約書第11条に基づいて18,379,440円を 2 回に分割して部分払いを実施しました。

平成26年 5 月 23 日の支出負担行為伺書（決定）は、備考欄に次のように記載しています。

支出の目的は、駅前広場等空間デザイン（基本計画）を作成すること。支出の時期は平成26年 7 月に8,919,720円（基本計画・デザイン関連費の 2 分の 1）、平成26年 8 月に9,459,720円（基本計画・デザイン関連費の 2 分の 1 及び市民フォーラム開催支援業務関連費の全額）と説明しています。

したがって、18,379,440円は「基本計画・デザイン関連費及び市民フォーラム開催支援業務関連費」です。

2. 天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書には、本業務は、「駅前広場等空間デザイン（基本計画）を作成するものとする」と記載しています。

基本計画策定業務とは、①駅前広場等空間整備のコンセプト ②駅前広場等空間整備の基本方針 ③駅前広場等の空間デザイン ④空間デザイン実現に向けた整備方針 ⑤整備または誘致することがふさわしい具体的な機能及び施設等の検討 ⑥概算事業費の算出 ⑦履行期限までの業務スケジュールの作成 ⑧上記の業務以外で、基本計画の策定において必要な業務の 8 項目です。

3. 業務委託契約書第11条第 1 項は「出来形部分に相応する額」と定めています。

平成26年 8 月 22 日に完了報告書、業務委託出来形検定書、業務委託出来形完了届が提出され、3 回払いの 2 回目の9,459,720円が支出され、一回目と合わせて18,379,440円が支払われています。

これは、仕様書の 8 項目を含む基本計画策定業務・デザイン関連費及び市民フォーラム開設支援業務関連費に対して支払われるものです。

4. ところが平成26年 8 月 22 日に有限会社nendoから提出されたものは、③駅前広場等の空間デザイン

だけです。⑥概算事業費の算出等の 7 項目は提出されていません。

仕様書は、「総事業費は概ね10億円を超えない範囲でデザインを作成すること」と定めており、総事業費の算出は基本計画の根幹のひとつです。

5. 市民フォーラム開催支援業務関連費として500,000円が支出されています。支出明細が不明で、市民に対して成果報告もありません。また、これまで市が主催する会議と比較しても高額である。

### ③ 結論

以上の点からみて、未完成の基本計画策定業務及び市民フォーラム開催支援業務に財政を支出する行為は、地方自治法第138条の2で、普通地方公共団体の執行機関に対して、その事務を、誠実に管理し及び執行する義務を負わせていること、同法第2条第14項では、最少の経費で最大の効果を挙げることを求めていること、地方財政法第4条は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならないと定めていることからすると違法かつ不当であるといえます。

「天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託」の基本計画策定業務は完了していません。したがって、未完成の出来形部分に対する不当な公金支出である。

したがって市長はこれらの支出に対して、返金を求めるべきである。

### (2) 求める措置

監査委員は、市長に対して次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託料 18,379,440円の返還を求めること。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

### 事実証明書

天理駅前広場等空間デザイン作成等業務公募型プロポーザル実施要綱

天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書

支出負担行為伺書（決定）

業務委託契約書

天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書

プロジェクト範囲

駅前広場等空間整備事業

nendo 御請求書 14/08/04

業務委託完了検査調書 平成26年 8 月 1 日

完了報告書 平成26年 8 月 1 日

伺書 平成26年 8 月 1 日

業務委託出来形検定通知書 平成26年 8 月 1 日

業務委託出来形検定書 平成26年 8 月 1 日

業務委託出来形完了届 平成26年 7 月31日

支出命令書 平成26年 9 月 1 日

nendo 御請求書 14/08/25

完了報告書 平成26年 8 月22日

業務委託出来形検定書 平成26年 8 月22日

業務委託出来形完了届 平成26年 8 月22日

天理駅前広場空間デザイン Aug. 2014 nendo

以上

### 第2 請求の受理

天理市代表者天理市長並河健に返還させるよう必要な措置を求める請求については、地方自治法第242条で定める要件を備えているので、これを受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成26年11月18日、地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から陳述書の追加提出があり、請求内容に関し補足説明があった。

#### 2 監査対象事項

請求人は「天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書の基本計画業務の内①②及び④⑤⑥⑦⑧は未提出であり、未完成の出来形部分に対する不当な公金支出である。」と主張し、天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託料18,379,440円の返還を求めている。

当監査委員は、上記業務委託料の支出について監査の対象とした。

#### 3 監査対象部局

市長公室 総合政策課

#### 4 監査対象部局への聴取

監査対象部局に対して、平成26年12月3日に聴取を実施した。支払いを行った会計管理者に対しては、



平成26年11月26日に聴取を実施した。

#### 第4 監査の結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、調査事実と判断理由について述べる。

- (1) 天理市が有限会社nendoに支払った業務委託料の概要は次のとおりである。

| 支払期日                    | 支払金額          | 摘要                    |
|-------------------------|---------------|-----------------------|
| 26. 8. 25<br>(26. 7完了分) | 8, 919, 720円  | 天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託料 |
| 26. 9. 16<br>(26. 8完了分) | 9, 459, 720円  |                       |
| 計                       | 18, 379, 440円 |                       |
| 残額                      | 1, 080, 000円  |                       |
| 総額                      | 19, 459, 440円 |                       |

2回の支出については、次の書類が添付してあった。

天理市作成

支出命令書、完了報告書、支出負担行為伺書（決定）の写

業務委託完了検査調書、業務委託出来形検定書（2点は提出後、主務課に返却済）

有限会社nendo提出

請求書

業務委託出来形完了届（提出後、主務課に返却済）

- (2) 当監査委員は、支出を執行した会計管理者に事情聴取を行った。

支出命令書に添付してあった契約書の写しには、部分払いができる規定があり、委託業者からの請求書、業務委託出来形届があり、それを受けて主務課の業務委託出来形検定通知書、完了報告書、業務委託完了検査調書が添付してあった。いずれの支払いにおいても、進捗状況が支出にかかる予定を充足していたので、部分払いを行ったとのことである。

「空間デザイン作成」という専門性の高い学識経験に基づき行われる業務の委託であるため、委託業者から業務委託出来形完了届等が提出され、主務課の総合政策課でこれらを検定することにより、業務委託完了検査を実施したと推測される。

については、当監査委員はこの出来形完了に係る報告書を調査確認することにより、天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書にある基本計画業務の進捗状況を把握することとした。

併せて、市民フォーラム開催支援業務関連費についても積算内容等を調査した。

- (3) 当監査委員は、2回の支払いにおける出来形完了に係る報告書を点検し、併せて空間デザインの模型を実地調査することにより、天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書との照合を行った。

基本計画策定業務、設計業務への協力及び支援業務について、仕様書と成果物（平成26年7月分、平成26年8月分）を対比することにより、業務の整合性と進捗状況を確認することが可能であると判断した。

主務課においては、今回の業務委託は、都市計画マスタープラン等の従来からの基本計画策定業務などとは性質的に異なり、業務内容の項目ごとに成果を求めるものではなく、出来上がったデザイン全体が全項目を踏まえた上で1つの形として表現することを求める業務と捉えている。

この業務は、全国及び世界各地の事例を参照しながら、駅周辺空間の抱える課題を抽出し、天理の持つ歴史的文化的特質や魅力を発揮する場とすることは、すべて一連の作業で密接に関わり合っている。

そのため、仕様書上の「業務内容」は限られるのではなく、計画全体をもって成果物とすることが適当であるとの主張である。

なお、基本計画策定業務の③駅前広場等の空間デザインはほとんど完成しており、⑥概算事業費の算出は未完成であるが、平成27年3月支払い予定の支援業務が完了していたため、この出来高を充当して、基本計画策定業務相当分の支払いは可能と判断されていた。

当監査委員は、主務課の意見が妥当であり、成果物や業務内容及び支援業務の進捗状況が適切に管理され、2回の支出が適切であると認めた。

なお、基本・実施設計業務委託については、平成26年11月12日に天理市公告第42号、一般競争入札として公告されていた。

基本設計業務委託が2月末で完了される見込みのため、⑥概算事業費の算出については、3月末が履行期限とされている。

- (4) 市民フォーラム開催支援業務関連費の積算内容は次のとおりである。

- ・ 交通費（目黒～天理間、往復 2 人分）59,440円  
J R 56,440円（乗車券32,840円、特急料金23,600円）近鉄3,000円
- ・ フォーラム当日資料作成（映像）108,000円
- ・ フォーラム開催にかかる事前アドバイス・監修及び当日出演料372,560円
- ・ 合計540,000円

出演料が特出しているが、デザイナーとして世界的に有名な佐藤大（オオキ）氏であり、当事者双方が合意している以上は妥当であると判断した。

また、市民に対する成果報告については、天理市ホームページ内の「街づくり協議会」に、開催の状況報告、「当日の意見交換の記録」、「質問票とご回答」のファイルが掲載されていた。

#### 第5 意見

先に述べたように、住民監査請求の対象が「空間デザイン作成」という専門性の高い学識経験に基づき行われる業務の委託である。そのため、主務課では業務の進捗状況の把握に苦心されたと思われる。

については、業務委託の作業工程についても十分な説明責任を果たされ、市民の誰もが事業の方向性や進捗状況が理解できるよう努められることを願うものである。

## 公営企業

（平成26年12月10日揭示済）

#### 天理市上下水道局公告第36号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年12月10日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

#### 記

| 排水区域の名称    | 負担金を賦課しようとする区域(町名) |
|------------|--------------------|
| 天理北第11処理分区 | 田部町の一部             |

（平成26年12月11日揭示済）

#### 天理市上下水道局公告第37号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年12月11日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

#### 記

| 排水区域の名称    | 負担金を賦課しようとする区域(町名) |
|------------|--------------------|
| 標本北第11処理分区 | 小路町の一部             |

（平成26年12月24日揭示済）

#### 天理市上下水道局告示第11号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成26年12月24日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成26年12月24日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (有)泉電機工業

代表者 泉 司郎

住 所 奈良県香芝市田尻104

（平成26年12月25日揭示済）

#### 天理市上下水道局管理規程第 9 号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和42年 4 月天理市水道ガス部管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 1 月10日 土曜日

天理市公報

平成26年12月25日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

別表を次のように改める。

## 別表

## 企業職給料表

| 職員の区分 | 職務の<br>級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     | 8 級     |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 号給       | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|       |          | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|       | 1        | 137,600 | 187,700 | 224,600 | 263,500 | 290,700 | 322,100 | 367,500 | 414,100 |
|       | 2        | 138,700 | 189,500 | 226,500 | 265,600 | 293,000 | 324,400 | 370,100 | 416,600 |
|       | 3        | 139,900 | 191,300 | 228,400 | 267,600 | 295,300 | 326,700 | 372,700 | 419,100 |
|       | 4        | 141,000 | 193,100 | 230,200 | 269,700 | 297,600 | 329,000 | 375,300 | 421,600 |
|       | 5        | 142,100 | 194,700 | 231,900 | 271,700 | 299,700 | 331,300 | 377,500 | 423,500 |
|       | 6        | 143,200 | 196,500 | 233,800 | 273,800 | 302,000 | 333,400 | 380,000 | 425,800 |
|       | 7        | 144,300 | 198,300 | 235,700 | 275,900 | 304,300 | 335,600 | 382,500 | 428,000 |
|       | 8        | 145,400 | 200,100 | 237,500 | 278,000 | 306,600 | 337,800 | 385,000 | 430,200 |
|       | 9        | 146,500 | 201,800 | 239,200 | 280,100 | 308,800 | 340,000 | 387,600 | 432,300 |
|       | 10       | 147,900 | 203,600 | 241,100 | 282,200 | 311,100 | 342,200 | 390,300 | 434,400 |
|       | 11       | 149,200 | 205,400 | 242,900 | 284,300 | 313,400 | 344,400 | 393,000 | 436,500 |
|       | 12       | 150,500 | 207,200 | 244,800 | 286,400 | 315,700 | 346,600 | 395,700 | 438,700 |
|       | 13       | 151,800 | 208,800 | 246,500 | 288,500 | 317,900 | 348,600 | 398,200 | 440,500 |
|       | 14       | 153,300 | 210,700 | 248,400 | 290,600 | 320,100 | 350,700 | 400,500 | 442,400 |
|       | 15       | 154,800 | 212,600 | 250,200 | 292,700 | 322,300 | 352,800 | 402,800 | 444,400 |
|       | 16       | 156,400 | 214,500 | 252,000 | 294,800 | 324,500 | 354,900 | 405,200 | 446,400 |
|       | 17       | 157,700 | 216,300 | 253,700 | 296,800 | 326,600 | 356,800 | 407,100 | 448,300 |
|       | 18       | 159,200 | 218,200 | 255,700 | 298,900 | 328,700 | 358,800 | 409,100 | 450,100 |
|       | 19       | 160,700 | 220,100 | 257,700 | 301,000 | 330,800 | 360,800 | 411,000 | 451,900 |
|       | 20       | 162,200 | 222,000 | 259,700 | 303,100 | 332,800 | 362,700 | 412,900 | 453,700 |
|       | 21       | 163,600 | 223,700 | 261,600 | 305,200 | 334,900 | 364,800 | 414,800 | 455,500 |
|       | 22       | 166,300 | 225,600 | 263,500 | 307,300 | 337,000 | 366,700 | 416,600 | 457,000 |
|       | 23       | 168,900 | 227,500 | 265,400 | 309,400 | 339,100 | 368,700 | 418,500 | 458,500 |
|       | 24       | 171,500 | 229,400 | 267,200 | 311,500 | 341,200 | 370,700 | 420,500 | 460,000 |
|       | 25       | 174,200 | 231,000 | 269,200 | 313,400 | 342,800 | 372,700 | 422,300 | 461,400 |
|       | 26       | 175,900 | 232,800 | 271,100 | 315,500 | 344,800 | 374,700 | 423,800 | 462,700 |
|       | 27       | 177,600 | 234,500 | 273,000 | 317,600 | 346,800 | 376,700 | 425,400 | 464,000 |
|       | 28       | 179,300 | 236,300 | 274,900 | 319,700 | 348,800 | 378,700 | 427,000 | 465,200 |
|       | 29       | 180,800 | 237,700 | 276,700 | 321,700 | 350,600 | 380,300 | 428,600 | 466,200 |
|       | 30       | 182,600 | 239,200 | 278,600 | 323,800 | 352,500 | 382,100 | 429,900 | 466,900 |
|       | 31       | 184,400 | 240,700 | 280,500 | 325,900 | 354,400 | 383,900 | 431,200 | 467,700 |
|       | 32       | 186,100 | 242,200 | 282,400 | 328,000 | 356,300 | 385,600 | 432,500 | 468,400 |
|       | 33       | 187,700 | 243,600 | 284,100 | 329,600 | 358,200 | 387,400 | 433,700 | 469,100 |
|       | 34       | 189,200 | 245,100 | 286,000 | 331,600 | 360,000 | 388,800 | 435,000 | 469,900 |
|       | 35       | 190,700 | 246,600 | 287,900 | 333,700 | 361,800 | 390,400 | 436,300 | 470,600 |
|       | 36       | 192,200 | 248,200 | 289,800 | 335,800 | 363,500 | 392,000 | 437,500 | 471,400 |
|       | 37       | 193,500 | 249,500 | 291,500 | 337,700 | 365,000 | 393,500 | 438,700 | 472,200 |
|       | 38       | 194,800 | 251,100 | 293,300 | 339,700 | 366,300 | 394,700 | 439,500 | 472,900 |

平成27年 1 月10日 土曜日

## 天理市公報

|                |    |          |          |          |          |          |          |          |          |
|----------------|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 再任用職員以<br>外の職員 | 39 | 196, 100 | 252, 700 | 295, 100 | 341, 700 | 367, 700 | 395, 900 | 440, 300 | 473, 700 |
|                | 40 | 197, 400 | 254, 300 | 296, 900 | 343, 700 | 369, 100 | 397, 100 | 441, 100 | 474, 500 |
|                | 41 | 198, 700 | 255, 700 | 298, 700 | 345, 600 | 370, 600 | 398, 200 | 441, 700 | 475, 300 |
|                | 42 | 200, 000 | 257, 100 | 300, 400 | 347, 500 | 371, 500 | 399, 400 | 442, 400 | 476, 000 |
|                | 43 | 201, 300 | 258, 500 | 302, 100 | 349, 400 | 372, 600 | 400, 600 | 443, 100 | 476, 800 |
|                | 44 | 202, 600 | 259, 900 | 303, 800 | 351, 300 | 373, 700 | 401, 800 | 443, 800 | 477, 400 |
|                | 45 | 203, 800 | 261, 100 | 305, 500 | 352, 800 | 374, 500 | 402, 500 | 444, 600 | 478, 200 |
|                | 46 | 205, 100 | 262, 500 | 307, 200 | 354, 300 | 375, 400 | 403, 200 | 445, 400 |          |
|                | 47 | 206, 400 | 263, 900 | 308, 900 | 355, 800 | 376, 300 | 403, 900 | 446, 100 |          |
|                | 48 | 207, 700 | 265, 300 | 310, 600 | 357, 300 | 377, 200 | 404, 600 | 446, 900 |          |
|                | 49 | 208, 800 | 266, 600 | 311, 800 | 359, 000 | 378, 200 | 405, 200 | 447, 500 |          |
|                | 50 | 209, 900 | 267, 800 | 313, 400 | 359, 800 | 379, 000 | 405, 900 | 448, 200 |          |
|                | 51 | 211, 000 | 269, 100 | 315, 000 | 361, 000 | 379, 800 | 406, 600 | 449, 000 |          |
|                | 52 | 212, 100 | 270, 400 | 316, 600 | 362, 000 | 380, 600 | 407, 300 | 449, 800 |          |
|                | 53 | 213, 300 | 271, 500 | 318, 300 | 362, 900 | 381, 300 | 408, 000 | 450, 400 |          |
|                | 54 | 214, 300 | 272, 700 | 319, 900 | 364, 000 | 382, 000 | 408, 700 | 451, 200 |          |
|                | 55 | 215, 300 | 274, 000 | 321, 500 | 365, 000 | 382, 700 | 409, 400 | 452, 000 |          |
|                | 56 | 216, 300 | 275, 300 | 323, 100 | 366, 100 | 383, 400 | 410, 000 | 452, 600 |          |
|                | 57 | 217, 100 | 276, 400 | 324, 600 | 367, 000 | 383, 900 | 410, 600 | 453, 200 |          |
|                | 58 | 218, 100 | 277, 500 | 325, 800 | 367, 700 | 384, 500 | 411, 200 | 454, 000 |          |
|                | 59 | 219, 000 | 278, 600 | 327, 000 | 368, 400 | 385, 200 | 411, 800 | 454, 800 |          |
|                | 60 | 220, 000 | 279, 700 | 328, 200 | 369, 100 | 385, 900 | 412, 400 | 455, 600 |          |
|                | 61 | 220, 800 | 280, 900 | 329, 000 | 369, 600 | 386, 300 | 412, 900 | 456, 200 |          |
|                | 62 | 221, 800 | 281, 900 | 329, 900 | 370, 200 | 387, 000 | 413, 600 |          |          |
|                | 63 | 222, 800 | 282, 900 | 330, 700 | 370, 900 | 387, 600 | 414, 200 |          |          |
|                | 64 | 223, 800 | 283, 900 | 331, 500 | 371, 600 | 388, 200 | 414, 800 |          |          |
|                | 65 | 224, 500 | 284, 700 | 332, 400 | 371, 900 | 388, 700 | 415, 100 |          |          |
|                | 66 | 225, 500 | 285, 600 | 332, 800 | 372, 600 | 389, 300 | 415, 700 |          |          |
|                | 67 | 226, 500 | 286, 500 | 333, 600 | 373, 300 | 389, 900 | 416, 400 |          |          |
|                | 68 | 227, 600 | 287, 400 | 334, 400 | 374, 000 | 390, 500 | 416, 900 |          |          |
|                | 69 | 228, 400 | 288, 400 | 335, 200 | 374, 400 | 390, 900 | 417, 400 |          |          |
|                | 70 | 229, 200 | 289, 200 | 335, 900 | 375, 000 | 391, 500 | 418, 100 |          |          |
|                | 71 | 230, 000 | 290, 000 | 336, 600 | 375, 700 | 392, 200 | 418, 800 |          |          |
|                | 72 | 230, 800 | 290, 800 | 337, 300 | 376, 300 | 392, 800 | 419, 500 |          |          |
|                | 73 | 231, 600 | 291, 600 | 337, 800 | 376, 700 | 393, 100 | 420, 000 |          |          |
|                | 74 | 232, 300 | 292, 100 | 338, 400 | 377, 300 | 393, 800 | 420, 700 |          |          |
|                | 75 | 233, 000 | 292, 600 | 339, 000 | 378, 000 | 394, 500 | 421, 400 |          |          |
|                | 76 | 233, 700 | 293, 100 | 339, 600 | 378, 600 | 395, 000 | 422, 100 |          |          |
|                | 77 | 234, 400 | 293, 200 | 339, 900 | 379, 000 | 395, 400 | 422, 600 |          |          |
|                | 78 | 235, 200 | 293, 600 | 340, 400 | 379, 500 | 396, 100 |          |          |          |
|                | 79 | 236, 000 | 293, 800 | 340, 800 | 380, 100 | 396, 800 |          |          |          |
|                | 80 | 236, 800 | 294, 200 | 341, 300 | 380, 600 | 397, 500 |          |          |          |

平成27年 1 月10日 土曜日

天理市公報

|  |     |          |          |          |          |          |  |  |  |
|--|-----|----------|----------|----------|----------|----------|--|--|--|
|  | 81  | 237, 500 | 294, 400 | 341, 700 | 381, 100 | 398, 000 |  |  |  |
|  | 82  | 238, 200 | 294, 600 | 342, 200 | 381, 700 | 398, 700 |  |  |  |
|  | 83  | 238, 900 | 295, 000 | 342, 700 | 382, 300 | 399, 400 |  |  |  |
|  | 84  | 239, 600 | 295, 300 | 343, 200 | 382, 700 | 400, 100 |  |  |  |
|  | 85  | 240, 300 | 295, 600 | 343, 600 | 383, 300 | 400, 600 |  |  |  |
|  | 86  | 241, 000 | 295, 900 | 344, 000 | 383, 900 |          |  |  |  |
|  | 87  | 241, 700 | 296, 200 | 344, 500 | 384, 500 |          |  |  |  |
|  | 88  | 242, 400 | 296, 600 | 344, 900 | 385, 100 |          |  |  |  |
|  | 89  | 243, 100 | 296, 900 | 345, 200 | 385, 800 |          |  |  |  |
|  | 90  | 243, 600 | 297, 300 | 345, 600 | 386, 400 |          |  |  |  |
|  | 91  | 244, 100 | 297, 700 | 346, 100 | 387, 000 |          |  |  |  |
|  | 92  | 244, 600 | 298, 100 | 346, 500 | 387, 600 |          |  |  |  |
|  | 93  | 244, 900 | 298, 200 | 346, 700 | 388, 300 |          |  |  |  |
|  | 94  |          | 298, 500 | 347, 100 |          |          |  |  |  |
|  | 95  |          | 298, 900 | 347, 600 |          |          |  |  |  |
|  | 96  |          | 299, 300 | 348, 000 |          |          |  |  |  |
|  | 97  |          | 299, 500 | 348, 100 |          |          |  |  |  |
|  | 98  |          | 299, 800 | 348, 600 |          |          |  |  |  |
|  | 99  |          | 300, 200 | 349, 100 |          |          |  |  |  |
|  | 100 |          | 300, 600 | 349, 400 |          |          |  |  |  |
|  | 101 |          | 300, 800 | 349, 700 |          |          |  |  |  |
|  | 102 |          | 301, 100 | 350, 100 |          |          |  |  |  |
|  | 103 |          | 301, 500 | 350, 500 |          |          |  |  |  |
|  | 104 |          | 301, 800 | 350, 900 |          |          |  |  |  |
|  | 105 |          | 302, 000 | 351, 400 |          |          |  |  |  |
|  | 106 |          | 302, 300 | 351, 800 |          |          |  |  |  |
|  | 107 |          | 302, 700 | 352, 200 |          |          |  |  |  |
|  | 108 |          | 303, 000 | 352, 600 |          |          |  |  |  |
|  | 109 |          | 303, 200 | 353, 100 |          |          |  |  |  |
|  | 110 |          | 303, 600 | 353, 500 |          |          |  |  |  |
|  | 111 |          | 304, 000 | 353, 900 |          |          |  |  |  |
|  | 112 |          | 304, 300 | 354, 200 |          |          |  |  |  |
|  | 113 |          | 304, 400 | 354, 700 |          |          |  |  |  |
|  | 114 |          | 304, 700 |          |          |          |  |  |  |
|  | 115 |          | 305, 000 |          |          |          |  |  |  |
|  | 116 |          | 305, 400 |          |          |          |  |  |  |
|  | 117 |          | 305, 600 |          |          |          |  |  |  |
|  | 118 |          | 305, 800 |          |          |          |  |  |  |
|  | 119 |          | 306, 100 |          |          |          |  |  |  |
|  | 120 |          | 306, 400 |          |          |          |  |  |  |
|  | 121 |          | 306, 800 |          |          |          |  |  |  |
|  | 122 |          | 307, 000 |          |          |          |  |  |  |
|  | 123 |          | 307, 300 |          |          |          |  |  |  |

平成27年 1 月10日 土曜日

天理市公報

|       |     |          |          |          |          |          |          |          |          |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 124 |          | 307, 600 |          |          |          |          |          |          |
|       | 125 |          | 308, 000 |          |          |          |          |          |          |
| 再任用職員 |     | 185, 800 | 213, 400 | 257, 600 | 277, 800 | 293, 200 | 319, 100 | 361, 600 | 395, 400 |

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の規定は、平成26年 4 月 1 日から適用する。